

医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項（案）

令和4年〇月
厚生労働省

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。

上記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（令和4年7月5日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された医師国家試験事業外11試験事業（以下「試験実施事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

なお、試験実施事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならない試験実施事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 試験実施事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき試験実施事業の質に関する事項

(1) 試験実施事業の概要

① 医師国家試験事業外11試験の概要

医師国家試験事業外11試験は、下記の各職種に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、各地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）において実施しており、これらの事務がこの民間競争入札の対象となる。具体的には、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

イ. 医師国家試験

医師国家試験は、医師法（昭和23年法律第201号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が医師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の内容は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関するもの。
- ・筆記試験（客観式）。

ロ. 歯科医師国家試験

歯科医師国家試験は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が歯科医師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の内容は、臨床上必要な歯科医学及び口腔（くう）衛生に関するもの。
- ・筆記試験（客観式）。

ハ. 保健師国家試験

保健師国家試験は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が保健師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論。
- ・筆記試験（客観式）。

ニ. 助産師国家試験

助産師国家試験は、保健師助産師看護師法第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が助産師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理。
- ・筆記試験（客観式）。

ホ. 看護師国家試験

看護師国家試験は、保健師助産師看護師法第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が看護師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践。
- ・筆記試験（客観式）。

ヘ. 診療放射線技師国家試験

診療放射線技師国家試験は、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学。
- ・筆記試験（客観式）。

ト. 臨床検査技師国家試験

臨床検査技師国家試験は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第11条及び第12条に基づき、臨床検査技師が医師又は歯科医師の指示の下

に、人体から排出され、又は採取された検査として厚生労働省令で定めるもの（微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査）及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うに当たり必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学。

- ・筆記試験（客観式）

チ．理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験

理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が理学療法士及び作業療法士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・理学療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法。

- ・作業療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法。

- ・筆記試験（客観式）

リ．視能訓練士国家試験

視能訓練士国家試験は、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第10条及び第11条に基づき、厚生労働大臣が視能訓練士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

- ・筆記試験（客観式）

ヌ．管理栄養士国家試験

管理栄養士国家試験は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の2に基づき、厚生労働大臣が管理栄養士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論。

- ・筆記試験（客観式）

ル. 薬剤師国家試験

薬剤師国家試験は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第11条及び第12条に基づき、厚生労働大臣が薬剤師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の科目は、物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務
- ・筆記試験（客観式）

② 試験実施時期

試験は、試験ごとに年1回実施しており、概ね2月から3月に各1～2日間の試験日が設定されている。

(2) 民間競争入札の対象となる試験実施事業を行う地域（以下「入札対象地域」という。）

入札対象地域は次表のとおりである。すべての試験、すべての地域を一括して入札を実施する。

試験地	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士 作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
青森県			○	○	○						
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
埼玉県										○	
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○						
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
石川県	○		○	○	○						○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○	○	○				○
岡山県										○	
徳島県											○
香川県	○		○	○	○	○	○	○			
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
熊本県	○										
沖縄県	○		○	○	○		○	○		○	

○印を付した試験地で該当する試験を実施する。

(3) 民間競争入札の対象となる試験実施事業の詳細な内容

民間競争入札の対象となる試験実施事業（以下「入札対象事業」という。）は、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等の業務である。

① 事業期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。（令和6年試験から令和8年試験までの受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等並びに令和6年試験から令和9年試験までの会場確保業務（会場確保業務については④ハを参照のこと）

② 厚生労働省からの無償貸与物件

各種マニュアル

- ・ 医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領及び薬剤師国家試験実施細則
- ・ 受験願書や受付資料等の様式例
- ・ 業務参考事例集

（注）上記資料は、入札公告後に、第三者に公表しないこと及び民間競争入札の目的以外には利用しない旨の貸与申請書兼誓約書を厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室に持参した者に貸与する。また、入札に参加しない場合は入札参加申込期限までに、入札に参加する場合は開札日までに返却すること。なお、落札者については、開札日以降引き続き貸与することとし、請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の月末までに返却すること。

③ 業務の引継

民間事業者は、請負契約の終了に伴い請負う者に変更がある場合は、次に請負う者に対し必要な引継を書面でしなければならない。なお、民間事業者は、事前に当該書面について厚生労働省と調整を行うこと。また、必要に応じて厚生労働省が、業務終了前に現に業務を実施している民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めた場合は、民間事業者はこれに応じること。

④ 事業内容

イ. 施設の概要

入札対象事業は、各試験において、それぞれ下記に示す程度の規模の出願者を対象として実施するものである。したがって、入札対象事業の実施に当たっては、これらの規模の出願者を収容可能な大学等の施設を借り受けた上で実施する必要がある。

現時点において想定している出願者数の規模(令和6年実施分)

医師国家試験	10,900人程度
歯科医師国家試験	3,950人程度
保健師国家試験	8,500人程度
助産師国家試験	2,350人程度
看護師国家試験	67,650人程度
診療放射線技師国家試験	3,850人程度
臨床検査技師国家試験	5,600人程度
理学療法士国家試験	13,700人程度
作業療法士国家試験	6,150人程度
視能訓練士国家試験	950人程度
管理栄養士国家試験	18,310人程度
薬剤師国家試験	15,800人程度

注:全試験会場の合計人数である

なお、試験区分、試験地別の内訳は次のとおりである。

試験地	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	400	200	150	100	3,100	250	200	550	300		850	550
青森県			200	50	1,300							
宮城県	950	250	550	150	3,300	250	250	950	500		1,310	1,200
埼玉県											1,160	
東京都	3,400	1,800	2,700	650	20,000	1,400	2,200	4,200	1,700	550	5,530	6,100
新潟県	200	150	350	50	1,200							
愛知県	1,000	350	1,100	250	6,700	450	550	1,600	700		2,280	1,700
石川県	500		400	50	1,700							450
大阪府	1,600	550	1,300	450	12,000	650	1,000	2,900	1,400	400	3,420	2,800
広島県	700	100	500	150	4,100	150	250					900
岡山県											1,500	
徳島県												500
香川県	650		400	100	3,300	200	300	750	300			
福岡県	1,100	550	700	300	10,000	500	750	2,500	1,100		2,150	1,600
熊本県	250											
沖縄県	150		150	50	950		100	250	150		110	
計	10,900	3,950	8,500	2,350	67,650	3,850	5,600	13,700	6,150	950	18,310	15,800

数値のある欄の試験地で該当する試験を実施する。前記(2)参照。

ロ. 業務実施上の注意

入札対象事業は下記ハ～チの各工程からなっている。民間事業者は業務の実施に当たり、以下のことに注意するほか、担当者を定めた上で、厚生労働省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること、また、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めること。

また、今後の関係法令の改正等により試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- a) 入札対象事業の実施に当たり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等、責任の所在を明確にすること。また、それぞれの事業担当部署の進捗具合を勘案して、進捗の遅れている事業担当部署に人員の再

配置を行うなど、状況に合わせて柔軟に補正対応が可能な体制となっていること。

- b) 入札対象事業の工程ごとの作業方針及びスケジュールの策定並びに訪問及び郵送での書面による受験願書の受付窓口住所地及び電話等による照会窓口の決定を厚生労働省と調整の上、令和6年試験については、令和5年5月中旬、令和7年試験については、令和6年5月中旬、令和8年試験については、令和7年5月末までに行うこと。
- c) 受験申請者からの問い合わせや苦情等に対する対応については、専用回線を敷設するなど適切に行うこと。問い合わせや苦情等受付に関する開設期間は、下記の期間を想定している。
 - ・医師、歯科医師国家試験・・・7月初め
 - ・保健師、助産師、看護師国家試験・・・8月初め
 - ・診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士国家試験・・・9月初め
 - ・管理栄養士国家試験・・・8月末
 - ・薬剤師国家試験・・・8月末
- d) 事故等が発生した場合は、関連するマニュアル等に従って、迅速に対応するとともに、速やかに厚生労働省に報告しなければならない。また、必要がある場合は、事故等発生後、速やかに厚生労働省に連絡して指示を仰ぐこと。

ハ. 試験会場の確保業務（12月～3月）

- a) 令和6年に実施予定の試験については、厚生労働省及び前請負民間事業者が令和5年3月末までに確保する試験会場を使用すること（試験会場の使用許可は入札対象事業を請け負う民間事業者が自ら取得すること。）。

令和7年以降に実施する試験については、これまでの借上げ実績及び受験願書の出願状況等を参考に、厚生労働省と協議の上、民間事業者において試験会場（試験室、予備室及び試験事務室）を前年度3月までに確保し、使用許可を得ること。令和6年から令和8年に実施する試験の試験会場について、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し、厚生労働省に送付すること。

なお、契約の最終年度においては令和8年度中に実施予定の令和9年試験までの試験会場を確保し、その使用許可又は内諾を受けた状態を当該試験以降に試験を実施する者に引き継ぐこと。

- b) 試験会場については、空調設備（暖房。ただし沖縄については冷房。）を完備したものを確保すること。また、試験監督官等が受験者に個別に問題等を容易に配付できる広さの通路を確保するほか、原則として各受験者の間に1席分以上の間隔を確保するなど不正行為が容易にできない座席配置とすること。

また、経済連携協定（EPA）に基づく看護師国家試験受験者用の試験室を別途確保すること。なお、当該受験者については、厚生労働省が別途指示する。

- c) 身体に障害を有する者等の受験申請者を想定し、当該受験者用の試験室を別途確保すること。なお、受験申請者から提出される配慮事項申請書の受付方法や対応等については、厚生労働省が別途指示する。
- d) 試験日については、厚生労働省が別途指示するので、民間事業者は当該試験日における各会場の手配を行うこと。
- e) 試験会場については、原則として試験日前日から借り上げること。前日借り上げについては、概ね午後1時から4時間程度を想定している。
- f) 体調不良者等に対応するための予備室を別途確保すること。確保した予備室には受験者が横になって休める設備（例：簡易ベッド、コット）を複数用意すること。

二. 受験案内・願書・受験写真用台紙配付、受験願書受付業務

※a)～e)については業務が集中し、特にd)～e)の段階になると作業スケジュールが短期になる傾向があるため、作業工程や進捗管理について徹底すること。

- a) 受験案内・願書配付（概ね9月上旬～翌年1月中旬、準備・審査期間を含む）
 - 1) 民間事業者は、受験案内を作成し、厚生労働省から受験願書、受験写真用台紙ひな形について通知を受けた後に必要数を複製し、配布用の受験案内、受験願書、受験写真用台紙を所要数用意すること。受験写真用台紙については、必要数を厚生労働省から民間事業者に送付する。
 - 2) 管理栄養士については、必要数の配布資料一式（受験要領（冊子）、別紙様式、コンピュータ入力カード、写真台紙、受験願書等送付用封筒）を厚生労働省から民間事業者に送付する。
 - 3) 民間事業者は、受験申請者等からの請求に応じ、受験案内・願書・受験写真用台紙等の配付資料一式の郵送を行う。各職種養成学校への配布は厚生労働省が郵送にて行う。民間事業者は、郵送用の受験願書・受験写真用台紙の部数が不足するおそれが生じた場合には、事前に厚生労働省に連絡を行い、厚生労働省より資料の送付を受けること。
- b) 受験願書受付・審査（11月～翌年2月）
 - 1) 民間事業者は、訪問及び郵送での書面による受験願書の受付を行うものとする。必ず試験区分、受付日、氏名、連絡先について受付記録をとることとし、不備等の補正の際にも同様に受付記録をとること。
 - 2) 受験願書の受付期間中においては、訪問による受験願書の受付を行うため、民間事業者は地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）エリアごとに、窓口を設置しなければならない。（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇を想定。）試験区分によって該当しない試験会場については、訪問

受付窓口の設置は不要である。また、電話等による照会窓口を、試験区分ごとに少なくとも1カ所は通年開設する必要がある。

従来の実績としては、訪問窓口の開設時間は土日祝日を除く午前9時から正午12時、午後1時から午後5時までに設定している。窓口は受験願書受付から合格発表まで実施していたことから11月上旬から3月下旬頃まで開設している。また、電話等による照会窓口は、1カ所通年開設していた。なお、受付窓口の開設期間（終期）について、出願期間終了後も合格発表日の10日後（土日祝日を除く。）まで窓口を開設する必要がある。

3) 郵送で受験願書の受付を行う際には、受験願書の送付先は、民間事業者において、個人情報が入力され収入印紙が貼付された受験願書を管理するのに適当な場所をあらかじめ確保した上で厚生労働省と協議し、指定された住所地とすること。受付に当たっては、受験願書記載事項の記載漏れ、記載誤り等がないか、試験免除がある場合はその証明となる免除通知書等の添付があるか、受験手数料相当額の収入印紙が貼付されているか、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないか、受験資格に係る証明書の添付漏れ・内容に問題がないか等を審査すること。審査は必ず複数の者によるダブルチェックを行うこと。

4) 受付した書類に不備があった場合は、原則として受験願書の返戻はせず、必ず本人に電話によって確認し補正すること（管理栄養士国家試験については、受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないかの審査は必要ない）。郵送された資料に不備があった場合には、必要に応じてパスポートの原本や運転免許証の原本により本人確認を行うこと（管理栄養士については、本人確認資料の提出は不要）。書類が不足している場合は郵送又は窓口持参を受験者にお願いすること。事実確認であれば電話で出願者へ確認することも可能であるが、対応方法について判断が難しい場合には、速やかに厚生労働省に連絡し相談すること。返戻を行う必要がある場合には、着払いで送付すること。なお、作業の進捗状況により、速やかに審査を行う必要がある場合には、必要に応じて民間事業者の負担により返戻を行うこと。

5) 訪問による受験願書受付については窓口で直ちに3)と同様の審査を行い、不備等がある場合には出願者に返却して補正を求めるものとする。直ちに審査を行えない場合には、郵送の受付と同様に、原則として受験願書の返戻はせず、必ず本人に電話によって確認し補正すること。返戻を行う必要がある場合には、着払いで送付すること。なお、作業の進捗状況により、速やかに審査を行う必要がある場合には、必要に応じて民間事業者の負担により返戻を行うこと。

6) 本人確認の方法は、卒業学校による証明、受験者が受付窓口を直接訪問した際の確認又は写真付き身分証明書の原本での確認による。

7) 受験者の氏名、年齢、生年月日等の個人情報が、他人に漏洩しないように厳重に管理すること。資料は必ず個人ごとに他の資料が混在しないよう整理・区分しての管理を徹底すること。出願者のデータについては管理簿となるデータベースを作成し、毎日受理日の入力を行って管理すること。なお、必要に応じて厚生労働省よりデータの共有を依頼する際には、Excel形式でのデータ出力を行い、厚生労働省に提出すること。

8) 民間事業者において判断できない重要な記載不備等が認められた場合には、厚生労働省と協議すること。

c) 受験番号の付番（11月～翌年2月）

民間事業者は、記載事項や添付資料に不備のないことを確認し、不備のないものについては受験願書等（受験願書、受験写真用台紙、受験票返信用封筒、卒業証明書等）の振り分けを行い、受験番号の付番を行うこと。なお、希望する受験地と異なる都道府県で受験する受験者が発生する場合には、厚生労働省と協議すること。

付番方法については、別添1に示された方法に従うこと。なお、毎年10月初旬に受験願書受付時の事務取扱について通知する。

また、提出者数報告、教室別受験者数、受験願書整理表を作成し、厚生労働省へ送付すること。受験願書整理表については、試験区分ごとに出願者総数、教室別受験者数、問題及び答案用紙送付部数を整理すること。

なお、身体の障害により特別の配慮を有する受験者、EPAIに基づく看護師国家試験受験者等の付番方法については、厚生労働省の指示に従うこと。

d) コンピュータ入力カードの送付（12月～翌年2月）

受験番号の付番終了後、速やかに受験写真用台紙のコンピュータ入力カード（受験願書のうち、氏名等を登録するため民間事業者から厚生労働省に送付することとなっている部分をいう。管理栄養士については、受験票とは別に出願者より提出を受けたコンピュータ入力カードをいう。）を受験番号順に100枚ごとに綴り、発送枚数を記載した発送票とともに出願期間最終日から10営業日以内に厚生労働省あて発送すること。

e) 受験票の送付（12月～翌年2月）

民間事業者は受験者に送付する受験者留意事項を作成すること。この際、試験会場の変更が生じることのないよう、収容可能数等は入念に確認すること。

民間事業者は、受験番号の付番後、厚生労働省が指定する時期が到来次第、二b)にて受験者より提出された受験票返信用封筒により受験者に受験票を送付すること。その際、併せて、受験者留意事項、試験会場の案内図（必要のあ

る場合に限る。)を同封すること。受験票が不着となり、民間事業者の元に戻ってきた場合には、民間事業者が必要な金額の切手を貼り付けた返信用封筒(宛名・氏名を記載)を民間事業者宛てに送付するよう、受験者に依頼すること。

管理栄養士国家試験の受験票については、厚生労働省が受験票を別途用意するため、民間事業者は厚生労働省から提供を受けた受験票の宛先(住所・氏名)が厚生労働省から提供を受けた受験者名簿と一致しているか確認の上、受験者宛に送付すること。なお、管理栄養士国家試験の受験票は圧着はがきを使用するため、受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、民間事業者において料金別納郵便を用いて送料を負担することとし、受験票が不着となり、民間事業者の元に戻ってきた場合にも民間事業者の負担で、受験者に再度郵送すること。

- f) 民間事業者は、受験番号順に試験室(予備室を含む。)の割り振りを行い、確保した試験会場における部屋割表(試験事務室(本部)の部屋番号並びに試験室ごと及び予備室ごとの部屋番号、収容人数及び試験区分)を作成し厚生労働省に送付すること。

民間事業者は、試験実施に必要な各試験会場の教室数を確定し、試験会場における教室の状況を確認した上で、試験会場の使用許可を取得すること。なお、使用許可を取得した旨を厚生労働省へ報告すること。

- g) 受験願書等の送付(3月)

民間事業者は、合格発表後、速やかに受験願書等を厚生労働省へ送付すること。

未使用となった受験願書等については、再利用が可能なものは引き続き使用することとし、再利用不可となった受験願書等については民間事業者の負担で廃棄すること。

- ホ. 会場責任者、試験監督員等(以下「会場責任者等」という。)の確保及び割付業務(1月～2月)

- a) 民間事業者は、試験運營業務に支障を来たさないよう、厚生労働省の想定する実施体制(1試験会場1日当たり会場責任者1名及び副会場責任者1名、1試験室当たり主任監督員1名、受験者200名当たり本部員1名、受験者50名当たり監督員2名。最低でも各試験室に主任監督員及び監督員2名の3名を配置すること。)を目安として、会場責任者等を確保すること。なお、監督員の数は、原則として概ね受験者50名につき2名としているが、国家試験を適正に実施できる範囲内(50名につき1名)とすることができるものとする。また、原則としてすべての試験会場において所要の看護師を配置し、会場の規模・状況に応じて所要の誘導員を確保すること。

なお、試験時間中のトイレ等への同行を行うことも考慮し、試験監督員等の確保に当たっては、その男女比にも配慮すること。

b) 会場責任者については、試験運営業務に支障を来さないよう、国家資格試験の運営業務の経験者や民間事業者の社員を充てるほか、主任監督員には、国家資格試験で主任試験監督官等を経験している者、又は、国家資格試験の立会いを3回以上経験している者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。

c) 民間事業者は、会場責任者を試験会場別、試験監督員等を試験会場別及び試験室（予備室を含む。）別に割り付け、その結果を厚生労働省へ報告すること。

また、厚生労働省との連絡窓口は、会場責任者又は副会場責任者とする。

へ. 試験当日の試験場の運営（試験前日設営、準備を含む。1月～3月）

a) 民間事業者は、厚生労働省が貸与する医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領、薬剤師国家試験実施細則及び業務参考事例集を参考に試験運営マニュアル（試験監督員等用、会場責任者等用）を作成し、試験日のそれぞれ1か月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。なお、試験運営マニュアルの内容については、異なる職種についても、できるだけ共通化を図ること。

また、地震等の自然災害の発生、試験当日の交通障害、試験場付近の火災等により試験の実施が困難と予想される場合等に対応するため、民間事業者は、危機管理要領を作成し、試験日のそれぞれ1か月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。

提出を受けた厚生労働省は、必要に応じて試験運営マニュアル等の修正を命じることができるものとする。

民間事業者は、試験運営マニュアル等に基づき試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対し、事前のオリエンテーション等の方法を通じて試験運営マニュアルの遵守の徹底を図ること。この際には、会場責任者の経験等によって区分して開催することなども考慮すること。

なお、事前のオリエンテーションには、厚生労働省が出席することとし、実施する会場については、厚生労働省と協議を行った上で決定すること。

b) 備品、消耗品の準備

民間事業者は、試験実施に当たり使用する備品・消耗品類（別紙1を参考）を試験会場に準備すること。

c) 試験会場の準備と整備

試験会場については、試験当日、試験が適切に実施できるように可能な限り試験日前日に整備すること。なお、試験室（予備室を含む。）への案内等は分かりやすく掲示すること。

試験室（予備室を含む。）については、配席図や必要な注意事項等を掲示するとともに、机に受験番号を貼り付けるなど、事前に適切な設営を行うこと。

また、感染症対策として、試験会場の机や共有箇所の消毒を実施し、試験会場入口及び試験室（予備室を含む。）等の適切な箇所に手指消毒液を設置するなど、必要な措置を講ずること。

d) 問題冊子及び答案用紙の受け渡し

会場責任者は、試験日当日の問題冊子（正誤表を含む。）及び答案用紙等を、厚生労働省から指定された時間に試験会場において受領すること。

また、試験科目の終了ごとに答案用紙を回収し、数量等の確認及び封緘を行い、当日の試験終了後に厚生労働省が指定する者に引き渡すこと。

e) 試験当日の業務

民間事業者が行う業務は以下のとおりであるが、この場合において、厚生労働省はこれらの業務が適正に遂行されることを検査するため、担当職員を試験会場に派遣するものとする。

1) 試験事務室（本部）

- ・ 受験者の案内・誘導を行うこと。
- ・ 試験会場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラ（サーモグラフィカメラ1台当たり約2名の人員を配置すること）による検温を実施すること。検温の結果、37.5度以上あった者は接触型体温計により再度検温し、なおも37.5度以上あった場合は、迅速抗原検査を実施すること。抗原検査の結果が陽性となった場合は受験を認めないこととし、陰性となった場合は別室で受験させること。なお、厚生労働省所有のサーモグラフィカメラを貸与するので、民間事業者において適切に保管すること。また、請負契約の終了に伴い請負う者に変更がある場合は、次に請負う者にサーモグラフィカメラを搬送することとし、搬送に係る費用は次に請負う者の負担とする。
- ・ 会場責任者は、主任監督員、監督員、看護師等が集合していることを確認し、万一、遅刻・急病等の理由により欠員が生じた場合には、試験開始に間に合うよう代替となる者を用意すること。
- ・ 各試験室（予備室を含む。）からの受験状況等の報告や各種の照会等の受付・確認及び整理。
- ・ 試験室（予備室を含む。）から回収した答案回収袋の部数確認。
- ・ 試験室（予備室を含む。）ごとに試験問題、答案用紙等の配付準備を行うこと。
- ・ 受験票の携行を失念した受験者に対して、受験票を再発行すること。
- ・ 厚生労働省との連絡・調整。

- ・ 定期的に建物内の巡回を実施し、参考書等の不審物がないか確認。(特にトイレ)
- ・ その他試験の実施上必要なものとして厚生労働省から指示された業務。

2) 試験室(予備室を含む。)

- ・ 試験室の照明や空調、マイク、机や椅子の最終確認。
- ・ 試験事務室(本部)への確認、報告事項等の連絡。
- ・ 試験開始前の注意事項の説明、試験問題・答案用紙等の各受験者机上への配付。
- ・ 受験者の本人確認。
- ・ 試験中に机上に置くことができるもの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。(厚生労働省からの指示に応じた対応を行う)
- ・ 受験者の監視と不正受験に対する対応。
- ・ 出欠確認。
- ・ 離席者(トイレ、中途退席)への対応。
- ・ 各受験者机上からの答案用紙の回収と確認及び答案回収袋への封入と封緘。
- ・ 受験者数と答案用紙数の一致の確認(答案用紙を漏れなく回収すること)
- ・ その他試験の実施上必要なものとして試験運営マニュアルに記載された業務。

f) 試験終了後の業務

すべての試験が終了したときは、試験会場の原状回復を行った上で撤収すること。

試験当日、会場責任者等が出したゴミ等はすべて持ち帰ること。その旨、全員に周知徹底させること。厚生労働省が持ち込みした問題冊子(正誤表を含む。)及び答案用紙等について、不要な用紙が試験会場で発生した場合には、民間事業者が処分を行うこと。

なお、受験者の忘れ物については、遺失物拾得に係る法令に従い適切に処理すること。

g) その他、上記職務の遂行に必要な関連業務

h) 災害発生時の対応

大雪、大地震、火災等の災害が発生した場合には、危機管理要領に基づき、受験者の安全の確保を第一に考慮し、状況に応じて、試験開始時刻の繰り下げ、試験の中断・再開、再試験の実施等を決定すること。試験開始時刻の繰り下げ等の措置については、速やかに受験者に伝わるよう周知を行うこと。

災害発生時の対応に当たっては、厚生労働省と連携を密にし、受験者の安否、試験会場の損傷状況等について厚生労働省に随時報告しながら、再試験

実施等の重要事項については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

なお、再試験を実施することとなった場合においては、速やかに再試験実施に必要な試験会場や試験監督員等の確保を行うこと。この場合、厚生労働省との協議によって請負報酬の額の見直しを行うことができる。

ト. 卒業証明書及び実務終了証明書等、受験後提出書類の受付・確認（3月）

見込み受験者に関する卒業証明書及び実務終了証明書等の提出を受け付け、内容を確認すること。所定の期限の1週間前を目安とし、未提出の受験者について学校・養成施設又は受験者個人あてに確認を実施すること（提出がない場合、受験資格がないことから、受験自体が無効になる）。

チ. 合格発表（3月）

- a) 民間事業者は合格者の人数規模に応じて、合格発表の会場を確保すること。なお、会場の態様に応じて整理員の配置等、事故防止のための適切な対応をすること。
- b) 試験の種類ごとに厚生労働省より合格者名簿を受領し、閲覧可能な状態とすること。合格発表の掲載期間は発表日から10日間（土日祝日除く。）とすること。
- c) 合格者名簿の発表前の漏洩防止のための措置については、厚生労働省と協議すること。なお、厚生労働省は当該措置が漏洩防止のために不十分であると認めた場合には、改善を求めることができる。
- d) インターネットによる合格発表は厚生労働省が実施する。

(4) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

医師国家試験事業外11試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のような対応が求められる。

なお、厚生労働省は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、8.(1)①に示す報告等により、モニタリングを行うものとする。

① 民間事業者は、5.(2)②の技術提案書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

② 試験会場の確保業務

イ. 厚生労働省及び前請負民間事業者の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備え、空調設備（暖房。ただし沖縄については冷房。）を完備した出願者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。

ロ. 厚生労働省及び前請負民間事業者が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、不正行為が容易にできることのない余裕を持った試験室（予備室を含む）

内の座席配置とすること。

ハ. 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。

ニ. 保健師、助産師、看護師及び管理栄養士の国家試験については、特に女性用トイレ設備の適切な数の確保に配慮すること。

③ 受験願書等の配付・受付業務

イ. 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付終了時点で配付漏れがないこと。

ロ. 受験票の発送時点で受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。特に受験資格の確認漏れがないようにすること。

ハ. 試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。

④ 試験当日の試験会場の運営

次に掲げる事項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営を行う。

また、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。

イ. 試験問題の事前の漏洩の絶対防止。

ロ. 試験問題及び答案用紙の配付漏れ（答案用紙の種類配付誤りを含む。）の防止。

ハ. 試験時間の過不足の防止及び開始・終了時間の厳格な統一。

ニ. 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。

ホ. 試験中に机の上に置くことができるもの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。

ヘ. マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。

ト. 離席者（トイレ、中途退席）への対応。

チ. 問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、正誤表の説明及び配付を行い、受験者に対して確実に周知すること。

リ. 受験者に配付した答案用紙の全数回収。

ヌ. 回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止。

ル. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。

ヲ. 厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。

ワ. 試験会場の原状回復を行うこと。

⑤ 災害発生時における適切な対応。

⑥ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止に努めること。

⑦ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対

処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。

⑧ 試験問題及び答案用紙の受取り並びに答案用紙の引渡し

試験日当日に厚生労働省が指定する運送業者から試験問題及び答案用紙を受取り、試験終了後は、厚生労働省が指定する運送業者へ回収した答案用紙の引渡しを漏れなく行うこと。

⑨ 受験願書受付・審査時に卒業（見込）証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類の確認を漏れなく行うこと。

⑩ 事業の実施に当たり民間事業者は、事業の課題を改善するための計画を創意と工夫を反映して作成し、その計画を実施し、実施により課題が改善されたかどうかを確認し、新たな課題を盛り込んで計画をさらに良いものへと改善させるという取り組みを継続的に進めることにより、事業の質を継続的に向上させることを目指すこと。なお、この過程には厚生労働省も積極的に関与することとする。

(5) 契約の形態及び支払い

① 契約の形態は請負契約とする。

② 厚生労働省は、請負契約の履行に関し、厚生労働省の指定する監督職員に民間事業者の業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせる。この場合、民間事業者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

③ 民間事業者は、請負契約に基づき実施する、各年度における(3)④ハ〜チに掲げる入札対象事業（以下「請負事業」という。）を終了したときには、速やかに厚生労働省に報告し、厚生労働省の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

④ 検査職員は、民間事業者から③の規定による報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

⑤ 民間事業者は、④の検査に合格したときをもって各年度の業務を完了したものとする。

⑥ 検査の結果不合格の場合、民間事業者は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上で再度検査を受けなければならない。この場合において生じる一切の費用は、民間事業者の負担とする。

⑦ 民間事業者が各年度の業務を完了したときは、厚生労働省は、請負事業の報酬として、あらかじめ請負契約により約定された各年度の請負報酬の額（以下「各年度の請負報酬の額」という。）を民間事業者の請求に基づき請求書を受領した日から30日以内に支払う。請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。30日以内に支払がないときは、厚生労働省は、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに民間事業者に支払う。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。(⑧の部分払いの場合についても同様とする。)

各年度の支払い対象となる業務(以下「各年度の業務」という。)は次のとおり。

イ. 令和5年度業務

- ・令和6年試験における(3)④ハからチまでの業務

ロ. 令和6年度業務

- ・令和7年試験における(3)④ハからチまでの業務

ハ. 令和7年度業務

- ・令和8年試験における(3)④ハからチまでの業務
- ・令和9年試験における(3)④ハの業務

⑧ 民間事業者が、各年度において(3)④の業務すべてを完了する前に性質上可分である各業務が完了したときは、当該部分に対する契約金相当額(以下「契約金相当額」という。)について、部分支払(以下「部分払」という。)を請求することができる。厚生労働省は、民間事業者から部分払の請求があったときは、当該部分の業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負事業の報酬として、契約金相当額のうち部分払対象の額を、請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払う。

⑨ ⑧の部分払の支払があった後、民間事業者が各年度の請負報酬の額を請求する場合においては、⑦中「各年度の請負報酬の額」とあるのは、「各年度の請負報酬の額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」とするものとする。

⑩ 厚生労働省は、民間事業者の業務履行の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の支払を行わない。

また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、上記に至らない程度の不備が生じた場合、厚生労働省が判断した場合、以下の区分により、請負報酬の減額を行うものとする。

なお、この場合、民間事業者は改善計画書を厚生労働省に提出し、厚生労働省と協議し、承認を得た上で確実に実施しなければならない。

イ. 正味の試験時間の確保漏れ(重度の不備には該当しない場合)

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

ロ. 本人確認漏れ

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

ハ. 出欠確認漏れ

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

二. 答案用紙の回収漏れ

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

ホ. 受験願書受付における不適切な対応

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

ヘ. 受験票の発送漏れ、誤発送

当該試験における(3)④への業務に係る契約金相当額の5%

- ⑪ 厚生労働省及び民間事業者は、令和元年試験を基準として想定される出願者数((3)④イの出願者数)について、試験種ごとに10%を超える出願者数の増減があった場合には、その増減に起因して試験会場(教室)の確保及び試験監督官等の採用に要する費用に大幅な増減が生じるおそれがあることから、協議によって各年度の請負報酬の額の見直しを行うことができる。

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

契約期間内に実施する試験は次のとおりであるが、今後の関係法令の改正等により各試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

令和6年試験

令和7年試験

令和8年試験

試験日及び受験願書受付期間等は、厚生労働省から別途通知する。令和6年以降の試験実施日は現在のところ確定していないが、通常、試験実施日は前年実施日と同様の時期に設定されることから、令和5年試験の実施日を考慮し、次表のとおり令和6年の実施見込み日を記載するので、令和6年以降の試験実施日の想定時期とされたい。

また、試験実施日は、官報公告されるまで確定せず、実施予定日の前後14日間位の範囲で変更することがあるので、予約の際には、変更に対応できるように、予め調整すること。

職種	令和5年の実施予定日	令和6年の実施見込み日
医師国家試験	令和5年 2月 4日 (土) ～ 令和5年 2月 5日 (日)	令和6年 2月 3日 (土) ～ 令和6年 2月 4日 (日)
歯科医師国家試験	令和5年 1月 28日 (土) ～ 令和5年 1月 29日 (日)	令和6年 1月27日 (土) ～ 令和6年 1月28日 (日)
保健師国家試験	令和5年 2月10日 (金)	令和6年 2月 9日 (金)
助産師国家試験	令和5年 2月 9日 (木)	令和6年 2月 8日 (木)
看護師国家試験	令和5年 2月12日 (日)	令和6年 2月11日 (日)
診療放射線技師国家試験	令和5年 2月16日 (木)	令和6年 2月15日 (木)
臨床検査技師国家試験	令和5年 2月15日 (水)	令和6年 2月14日 (水)
理学療法士国家試験	令和5年 2月19日 (日)	令和6年 2月18日 (日)
作業療法士国家試験	令和5年 2月19日 (日)	令和6年 2月18日 (日)
視能訓練士国家試験	令和5年 2月16日 (木)	令和6年 2月15日 (木)
管理栄養士国家試験	令和5年 2月26日 (日)	令和6年 2月25日 (日)
薬剤師国家試験	令和5年 2月18日 (土) ～ 令和5年 2月19日 (日)	令和6年 2月17日 (土) ～ 令和6年 2月18日 (日) 又は 令和6年2月24日 (土) ～ 令和6年2月25日 (日)

参考：厚生労働省ホームページ 資格・試験情報（医療、医薬品、健康、食品衛生関連）

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/index.html

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 単独で請負事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（請負事業を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加できる。その場合、入札書類提出時までには共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書等とあわせて提出することとし、必ず代表者が入札参加の手続を行うこと。

- (2) 次のすべての要件を満たすこと。なお、共同事業体として入札する場合においても、特別の定めがあるものを除き、すべての要件を構成員全員が満たしているものとする。
- ① 法第15条において準用する法第10条（第11号を除く）に抵触しないものであること。
 - ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ・以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ・以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ア. 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - カ. 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - キ. 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ③ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者は、競争に参加することができない。
 - ④ 厚生労働省から指名停止又は一般競争参加資格停止の措置を受けている期間中に該当しない者であること。
 - ⑤ 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」であって、「A」等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、共同事業体にあつては、代表者以外の構成員は関東・甲信越地域の競争参加資格に限定しないものとする。
 - ⑥ 民間事業者又はその親会社等が医師国家試験事業外11試験に関する学校・養成所の運営、受験指導、試験問題・受験者・合格者等の調査、分析を行ったことがなく、現に行っていない者であること。

- ⑦ 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- ⑧ 厚生労働省の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等厚生労働省の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- ⑨ 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑪ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ⑫ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。
- ア. 厚生年金保険
- イ. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ウ. 船員保険
- エ. 国民年金
- オ. 労働者災害補償保険
- カ. 雇用保険
- ※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- ⑬ 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001又は日本産業規格 JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。
- ⑭ 過去に同規模以上の類似業務の実績を有していること。
- ⑮ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者でないこと。

(3) 入札の参加希望者は、上記(2)に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、本実施要項に示した業務が履行できることを証明する書類として入札参加申込書及び資格審査結果通知書(写)、納税証明書や社会保険料納入確認書等の資格の証明に資する資料(以下「申込書等」という。)を指定する期日までに厚生労働省へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

① 入札公告	令和5年1月6日
② 質問受付期限	令和5年2月3日
③ 申込書等提出期限	令和5年2月14日
④ 入札書類提出期限	令和5年2月20日
⑤ 入札書類の審査	令和5年3月中旬
⑥ 落札者の決定	令和5年3月中旬
⑦ 業務の引継	落札者の決定以降
⑧ 契約締結	令和5年4月1日

(2) 入札の実施手続

① 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、厚生労働省が指定する場所まで提出すること。入札書類を提出できる者は、厚生労働省から入札参加資格を認められた会社(法人)の代表者又は会社の代表者から委任状により入札権限を委任されている者とする。入札参加者の代理人が入札参加する場合は、委任状を厚生労働省へ提出すること。

イ. 入札価格(契約期間内のすべての請負事業に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額)を記載した書類(入札書)

ロ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類(以下「技術提案書」という。)

ハ. 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

② 技術提案書の内容

入札参加者が提出する技術提案書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

イ. 経理的基盤（次の書類を添付すること。）

- ・ 直近2期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式）財務諸表、公認会計士又は監査法人による監査報告書の写し、民間で使用されている、税理士作成の「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」（若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」）も添付すること
- ・ 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までの間の財政状況及び経営成績に関する資料
- ・ 申請月を含む向こう6か月間の資金繰り表

ロ. 実施体制

- ・ 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など）
- ・ 業務履行体制（プロジェクト総括管理者、プロジェクトごとの管理者、業務従事者の適切な配置）
- ・ 厚生労働省との連絡体制（厚生労働省との連絡担当者と業務従事者の適切な分配・配置）
- ・ 請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法
- ・ 民間事業者における内部研修体制（試験監督員等、社外募集スタッフを含む）
- ・ 情報セキュリティ対策

ハ. 事業計画

- ・ 作業マニュアルの周知・徹底の方法、工夫
- ・ 試験会場確保の方法、工夫
- ・ 受験願書受付審査の方法、工夫
- ・ 必要な人員確保のための方法、工夫
- ・ 試験場の運営の方法、工夫
- ・ その他請負事業を実施するために必要な事項（民間事業者の創意工夫による改善提案を含む。）

ニ. 試験運営実績等

- ・ 過去5年間の国家試験又はそれに類する試験における業務実績（会場確保、出願受付、試験当日の運営などに係るもの）

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、技術提案書による評価と、請負事業に係る入札価格とを総合した評価（総合評価方式）によるものとする。なお、評価は厚生労働省及び外部有識者による審査を行う。

（1）評価方法

① 技術評価点

技術評価は、提出された技術提案書の内容が、請負事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、イ. の基礎点にロ. の加点の合計点を加えた点を技術評価点とする。

イ. 必須項目審査

次の必須項目については、そのすべてを満たした提案には基礎点30点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

a) 経理的基礎

- ・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。

（評価項目）

直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び技術提案書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。

b) 実施体制

- ・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。
- ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。
- ・ 実施体制について、厚生労働省と密に連絡・調整を行うプロジェクト総括管理者の下に、プロジェクトごとの管理者と十分な人員が配置されているか。
- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
- ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともにセキュリティマニュアル等を作成して、情報取扱者以外の者が情報に接することがないよう的確な試験情報の運用管理を行うことができるか。
- ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。

c) 事業計画

- ・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。
- ・ 受験願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。

ロ. 加点項目審査

次のa)からf)の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

具体的には、加点項目ごとに入札参加者の技術提案書の内容を審査し、各入札参加者に対して次表の審査基準（e）及びf)の加点項目は除く。）により得点を付与する。（0点～40点）

（表）審査基準〔絶対評価項目〕

評価内容	7点満点	4点満点	3点満点	2点満点
非常に優れている	7	4	3	2
優れている	5	3	2	—
やや優れている	3	2	1	1
普通以下	0	0	0	0

a) 実施体制（0点～11点）

- ・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者や民間事業者の社員を多く配置することとなっているか。（0点～3点）
- ・ 運営マニュアルの作成及び運営マニュアルの周知・徹底について、例えば、オリエンテーションを実施する際に経験等によって区分して開催するなど遺漏なく当該事業に従事する人員に浸透するような民間事業者独自の創意工夫が活かされているか。（0点～4点）
- ・ 内部研修体制について、試験監督員等の社外募集スタッフを含み、適切に行われているか。（0点～4点）

b) 事業計画（0点～8点）

- ・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。（0点～2点）
- ・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。（0点～2点）
- ・ 受験願書の受付審査から受験票の送付までの工程について、十分な人員割当のもと、適切に書類の現物とデータベースの管理・突合を行うことが出来る計画となっているか。（0点～4点）

c) 実績（0点～6点）

- ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験、公的試験実施業務（会場確保、受験願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営）の複数年の実績の有無。（0点～3点）
- ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少な

くとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験等に類する試験実施業務（会場確保、受験願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営）の複数年の実績の有無。（0点～3点）

d) 計画遂行の確実性（0点～7点）

- ・試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。（0点～4点）
- ・会場責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。（0点～3点）

e) ワーク・ライフ・バランス等（0点～4点）

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けているか。
- ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けているか。
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けているか。

認定等の区分		点数
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	・プラチナえるぼし	4
	・3段階目（認定基準5つ全て○）	4
	・2段階目（認定基準3～4つ○）	3
	・1段階目（認定基準1～2つ○）	2
	・行動計画	1
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	・プラチナくるみん	4
	・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）	3
	・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）	3
	・トライくるみん	3
	・くるみん（平成29年3月31日までの基準）	2
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		3

※ 複数の認定に該当する場合は、最も配分が高い区分により加点を行う。

f) 賃上げの実施を表明した企業等（0点もしくは4点）

- ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【大企業】

- ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【中小企業等】

② 入札価格点

入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は35点とする。

$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}$

(2) 落札者の決定

イ. 上記(1)①イの必須項目をすべて満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札者とする。

ロ. 必須項目をすべて満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度の入札を行う。

ハ. 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とすることがある。

ニ. 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ホ. 厚生労働省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、厚生労働省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙2のとおり。

8. 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、厚生労働省等の指示による講ずべき措置

① 報告等

民間事業者は、2.(4)で設定した請負事業の実施に当たって求められるサービスの質の確保がなされていることを確認するため、次のイからへについて、報告を行うものとする。

また、厚生労働省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するとともに、事業の質を継続的に向上させることを目指す取り組みを進めるため、民間事業者との定期的な情報交換の場を設けるものとする。

民間事業者は、新たに請負う場合には厚生労働省及び前請負民間事業者から話を聞いた上で、事業開始日から起算して3か月を経過するまでに、事業の課題を改善するための計画を創意と工夫を反映して作成し、厚生労働省と協議の上、計画を確定させるものとする。また、計画の実施状況等については、イの報告とあわせて報告するものとする。

イ. 民間事業者は、事業開始日から起算して3か月を経過するごとに、経過の日から1か月以内に、請負事業の実施状況を厚生労働省に報告しなければならない。

ロ. 試験会場における事故や急病及び本実施要項2.(4)④の各号に抵触する行為については、民間事業者は迅速に対応すると同時に速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ハ. 厚生労働省が授受した答案用紙の回収数の正確性に疑義があり、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ニ. 試験日以降、厚生労働省に寄せられた請負事業に関する苦情や問い合わせについて、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ホ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等関係者からの苦情やトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ヘ. 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末（契約最終年度においては3月末）までに、厚生労働省に報告しなければならない。

② 調査

イ. 厚生労働省の職員は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を

求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

厚生労働省は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 民間事業者は、厚生労働省の与えた指示及び請負契約の遂行上知り得た厚生労働省の秘密情報（書面等をもって厚生労働省が民間事業者に提供した情報及び厚生労働省の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを請負契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

② 民間事業者は、請負業務及び①にて秘密保持義務を負っている厚生労働省の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、請負契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。

③ 民間事業者は、自らの従事者その他の者に対して、①、②及び⑤の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

④ ①から③の規定は、請負契約終了後においても適用されるものとする。

⑤ 個人情報に関する取扱いについては、①から④に掲げるほか別紙3の取扱いを遵守しなければならない。

(3) 談合等の不正行為

民間事業者は、請負契約に関して、民間事業者又は民間事業者の代理人が次の各号の一に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を厚生労働省に提出しなければならない。

イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- ロ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（民間事業者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- ハ. 民間事業者は、民間事業者又は民間事業者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けたとき。
- ニ. 民間事業者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

（4）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負事業の開始及び中止

- イ. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に請負事業を開始しなければならない。
- ロ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって厚生労働省と協議の上、承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

- イ. 民間事業者は、請負事業の実施において受験申請者を合理的な理由なくして区別又は差別してはならない。
- ロ. 民間事業者は、請負事業を実施している間、親会社等を含め、医師国家試験事業外11試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査、分析等を行ってはならない。
- ハ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）及びその親族（配偶者、親子、兄弟姉妹）は、請負事業に従事する試験年の医師国家試験事業外11試験に申し込み、又は受験をしてはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、正当な理由なく、請負事業において金品等を受け取ることは又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「厚生労働省」、「厚生労働大臣」及び「地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）」の名称、ロゴや各試験の名称などを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。

また、自ら行う事業が医師国家試験事業外11試験の業務の一部であるかのように誤認のある行為をしてはならない。

- ⑤ 厚生労働省との契約によらない自らの事業の禁止
民間事業者は、試験会場等において、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（厚生労働省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。
- ⑥ 取得した個人情報の活用の禁止
民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。
- ⑦ 記録及び帳簿
民間事業者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。
- ⑧ 権利の譲渡等
- イ. 民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
 - ロ. 民間事業者は、請負事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。
- ⑨ 再委託
- イ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう）を含む。以下同じ。）に再委託してはならない。
 - ロ. 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止する。
 - ハ. 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満とすること。
 - ニ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その一部について第三者に再委託を行う場合は、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。
 - ホ. 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。
 - ヘ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収し、厚生労働省に提出することとする。

ト. 再委託先は、上記（２）及び（４）の②から⑧までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

チ. 再委託する場合は、その最終的な責任は、対象公共サービスを実施する民間事業者が負うこと。

⑩ 契約内容の変更

厚生労働省及び民間事業者は、２．（３）④へ h)又は（５）⑩の請負報酬額の見直しがあった場合には、契約の変更を行うものとする。また、厚生労働省は、２．（２）の試験実施事業を行う地域について、各試験区分の実施内容について厚生労働省より諮問する審議会において、試験実施事業を行う地域の追加・削除について審議された結果を受けて各試験地を変更（追加・削除）する場合、試験地の変更に伴い業務の内容に変更が生じた場合、又は（３）④ロの試験制度に変更があった場合には、民間事業者にあらかじめ変更の理由を書面で提示し、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

⑪ 契約の解除

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。

ロ. 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ. ２．（５）⑩に掲げる重度の不備により試験の有効性に影響を及ぼした場合など契約に従って請負事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ニ. ハに掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ホ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

ヘ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ト. 法令又は契約に基づく指示（８．に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

チ. 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

リ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ヌ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

ル. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。

ヲ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

ワ. 談合等の不正行為について、次の各号の一に該当するとき。

- a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- b) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- c) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- d) 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

⑫ 契約解除時の取扱

イ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省との協議に基づき、請負事業を厚生労働省に引き継ぐための処理について、責任を持って対応を行わなければならない。

ロ. 厚生労働省は、上記⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省は契約解除の日までに適正に履行された業務について2.（5）⑧の要領により報酬を支払う。

ハ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、当該契約の金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、厚生労働省は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。

ニ. 民間事業者は、上記の解除原因のうち、⑪ワ. d)に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、上記⑫ハに基づく違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに別途支払わなければならない。

- a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - b) 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - c) 民間事業者が厚生労働省に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- ホ. 厚生労働省は、民間事業者が複数の独立した解除原因に該当する場合には、当該解除原因ごとに違約金の請求をすることができる。

⑬ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、厚生労働省に損害を与えた場合は、厚生労働省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、厚生労働省が民間事業者に対し履行を求め一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において厚生労働省が国民等に支払いを要する金額及び厚生労働省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

⑭ 違約金と損害賠償の関係について

厚生労働省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑮ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、厚生労働省と協議する。

⑯ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省が協議する。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、次のとおりとする。

- (1) 厚生労働省が当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 請負事業の評価に関する事項

(1) 請負事業の実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、令和7年3月末時点において、請負事業の実施状況について調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、請負事業の実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- ① 5. (2) ②の技術提案書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実にやっているかについて
- ② 試験実施に適した試験会場の確保の状況について
- ③ 試験会場の座席配置状況について
- ④ マニュアルに基づく試験当日の試験会場運営に向けた、会場責任者等に対するマニュアル遵守の周知徹底の状況について
- ⑤ 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付漏れの有無とその原因について
- ⑥ 受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスの有無とその原因について
- ⑦ 受験者の個人情報の漏洩の有無とその原因について
- ⑧ 受験願書等への付番漏れ、付番ミスの有無とその原因について
- ⑨ 仮受理願書の消印不要収入印紙への誤消印の有無とその原因について
- ⑩ 受験票の送付漏れ、誤発送の有無とその原因について
- ⑪ 試験問題の事前漏洩の有無とその原因について
- ⑫ 試験時間の過不足の有無、時間とその原因について
- ⑬ 受験者の監視の怠り、受験者への不正対応の有無とその原因について
- ⑭ 不正受験に対する対応ミスの有無とその原因について
- ⑮ 受験者の出欠・本人確認、答案用紙の回収漏れの有無とその原因について
- ⑯ 問題に正誤が生じた場合の受験者に対する周知ミスの有無とその原因について
- ⑰ 受験特別措置対象者に対する個別注意事項への対応ミスの有無とその原因について
- ⑱ 試験会場の原状回復に係るトラブル発生の有無とその原因について

- ⑲ 試験会場周辺の生活環境への配慮不足や交通トラブル発生の有無及びその原因について
- ⑳ 請負事業における苦情やトラブルの内容と対処方法について
- ㉑ 厚生労働省が指定する運送業者からの試験問題及び答案用紙の受取り漏れ並びに運送業者への答案用紙の引渡し漏れの有無とその原因について
- ㉒ 上記⑤～㉑の事象の再発を防止するための具体的な措置について
- ㉓ 各年度の業務に要した経費について

(4) 意見聴取等

厚生労働省は、請負事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者（会場責任者等を含む。）及び受験者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

11. その他請負事業の実施に際し必要な事項

(1) 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

① 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

厚生労働省は、請負事業の実施状況等について、8.(1)①の報告等を踏まえつつ、10.に掲げる調査を行った後、内容を審査・評価して、令和7年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ報告するものとする。

② 立入検査、指示等の報告

厚生労働省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告するものとする。

(2) 厚生労働省の監督体制

当該請負事業に係る監督については、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐を責任者とし、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、厚生労働省医政局医事課試験免許室、厚生労働省健康局健康課栄養指導室及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課が共同で行う。

(3) 民間事業者の責務

- ① 請負事業に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて、資料

又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

- ③ 民間事業者は、法第54条の規定に該当する場合は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなる。また、民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- ④ 民間事業者は、請負事業実施に当たっては、適用される法令、実施要領及び契約の規定に従って適切に行うこと。特に、民間事業者及びその事業に従事する者の守秘義務の遵守及びその確保等については、事業実施に当たって十分留意するとともに、必要な措置を講ずること。

別添 1 付番番号の方法について

付番方法は以下のとおりである。

医師	<ul style="list-style-type: none"> ・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。
歯科医師	<ul style="list-style-type: none"> ・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。
保健師	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
助産師	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・EPA受験者については、90001番からの一連番号とする。
診療放射線技師	<ul style="list-style-type: none"> ・試験地ごとに、全科目受験者については、00001番からの一連番号とする。 ・科目免除受験者については、05001番からの一連番号とする。
臨床検査技師	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
理学療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・試験地ごとに晴眼受験者については、00001番からの一連番号とする。 ・弱視受験者については、50001番からの一連番号とする。 ・点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験者については、70001番からの一連番号とする。
作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・試験地ごとに晴眼受験者については、00001番からの一連番号とする。 ・弱視受験者については、50001番からの一連番号とする。 ・点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験者については、70001番からの一連番号とする。
視能訓練士	試験地ごとに00001番からの一連番号とする。
管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 ・同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。
薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・試験地ごとに00001番からの一連番号とする。 <p>同じ学校、若しくは同じ養成施設の生徒を連続した席に配置しない。</p>

※管理栄養士以外の国家試験については、受験会場の学校生について、所属する学校で受験となるよう付番すること。

医師国家試験事業外11試験事業に係る評価基準表

評価項目	技術上の基準等	得点配分			
		合計	基礎点	加点	価格点
①技術評価点		70	30	40	-
イ 必須項目		30	30	-	-
a) 経理的基礎	・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。 〔評価項目〕 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び技術提案書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。				
b) 実施体制	・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。 ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・ 実施体制について、厚生労働省と密に連絡・調整を行うプロジェクト総括管理者の下に、プロジェクトごとの管理者と十分な人員が配置されているか。 ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。 ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成して、的確な試験情報の運用管理を行うことができるか。 ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。	30	30	-	-
c) 事業計画	・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。 ・ 願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。				
ロ 加点項目（絶対評価）		40	-	40	-
a) 実施体制		11	-	11	-
	・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者や民間事業者の社員を多く配置することとなっているか。	3	-	3	-
	・ 運営マニュアルの作成及び運営マニュアルの周知・徹底について、例えば、オリエンテーションを実施する際に経験等によって区分して開催するなど遺漏なく当該事業に従事する人員に浸透するような民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。	4	-	4	-
	・ 内部研修体制について、試験監督員等の社外募集スタッフを含み、適切に行われているか	4	-	4	-
b) 事業計画		8	-	8	-
	・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。	2	-	2	-
	・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。	2	-	2	-
	・ 願書の受付審査から受験票の送付までの工程について、十分な人員割当のもと、適切に書類の現物とデータベースの管理・突合を行うことが出来る計画となっているか。	4	-	4	-
c) 実績		6	-	6	-
	・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験、公的試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。	3	-	3	-
	・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験等に類する試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。	3	-	3	-
d) 計画遂行の確実性		7	-	7	-
	・ 試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。	4	-	4	-
	・ 会場責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。	3	-	3	-
e) ワーク・ライフ・バランス等		4	-	4	-
	(1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)を受けているか。				
	・ プラチナえるぼし ※1	4	-	4	-
	・ 3段階目(認定基準5つ全て○) ※2	4	-	4	-
	・ 2段階目(認定基準5つのうち3~4つ○) ※2	3	-	3	-
	・ 1段階目(認定基準5つのうち1~2つ○) ※2	2	-	2	-
	・ 行動計画 ※3	1	-	1	-
	(2) 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けているか。				
	・ プラチナくるみん ※4	4	-	4	-
	・ くるみん(令和4年4月1日以降の基準) ※5	3	-	3	-
	・ くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) ※6	3	-	3	-
	・ トライくるみん ※7	3	-	3	-
	・ くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※8	2	-	2	-
	(3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)を受けているか。	3	-	3	-
f) 賃上げの実施を表明した企業等		4	-	4	-
	・ 事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【大企業】				
	・ 事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【中小企業等】	4	-	4	-
②入札価格点	入札価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 入札価格に係る得点配分	35	-	-	35
合 計		105	30	40	35

「e) ワーク・ライフ・バランス等」について

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により評価を行う。

※1 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に関する基準は満たすことが必要。

※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(※8の認定を除く。)

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

試験実施に当たり使用する備品・消耗品類の例

(別紙1)

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考	
本 部 用 品	出願者名簿(番号順、氏名順)			
	当日説明原稿	監督主任者、監督員向け用		
	連絡表	当日の会場、本省、 本省の衛星携帯、 監督員派遣業者、 運搬業者の連絡先を記載	会場責任者等用	
	パソコン関係	パソコン		複数会場の場合は会場数分用意 事前に動作確認
		プリンター		
		Wifiルーター		
		USBケーブル		
		延長コード		
	コピー用紙	A4(掲示用は色紙)		各種掲示用にも使用
		A3(掲示用は色紙)		各種掲示用にも使用
	会場責任者の印			国家試験報告書押印用
	携帯電話			
	携帯電話用充電器			
	衛星携帯電話			
	デジカメ			会場設営・不正等の記録用
	国家試験実施細則	予備		主任監督員等が忘れた時のため
	実施要領	予備		
	救急箱			
	簡易ベッド			受験者が試験会場で体調を崩した 際に使用。コットでも代用可。
	タオルケット(ブランケット等)			
	電波時計			
	電池			
	模造紙			
	電卓			
	カサ袋			雨天時用
	雑巾			
	筆記用具セット	鉛筆		赤・黒 教室数分必要(答案枚数チェック)
		ボールペン		赤・黒
		油性マジック太		黒
		油性マジック細		赤・黒
		水性マジック		赤・黒
		蛍光マーカー		
		消しゴム		
		直定規		
		ハサミ		
		カッター		段ボールの開封、梱包用
のり				
ホッチキス・針				
ゼムクリップ				
ふせん				
輪ゴム				
綴紐			照合用写真台紙を綴じる	
朱肉				
パンチ穴修繕シール			写真用台紙の穴が破けた時 本部にて黒板への記載時	
チョーク				
メケール		答案枚数チェック時		
指サック				
	出勤簿(派遣管理簿)		主任 & 監督員用出勤簿	
	欠席者名簿(予備)			
	確認票整理票(予備)			
	答案整理票(予備)			
	教室レイアウト図 (全教室セットで1部)		答案整理票添付	
	連絡表(メモ用紙)		予備	
	取扱注意シール		梱包時使用(1段ボールに2箇所)	
	受験票(白紙)		再交付用	
	写真用台紙の厚紙			
	綴じヒモ			
	会場のパンフ等資料、連絡先			

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
作業用品 受理・返送	試験問題の受理・返送について	受理・返送時の本省との連絡を一枚紙にまとめたもの	FAX送付用原稿(封印番号空白)も用意
	試験問題等検収チェックシート	ジュラルミン・段ボールの個数、移送業者の連絡先、配送時間、教室毎の送付部数を記載	会場責任者等用 本省からの事務連絡も添付
	コンテナ・ジュラルミンのキー		
	答案用ナイロン袋(防湿用)	A B4仕様、厚めのビニール	答案及び写真台紙を包む
	セロテープ(台付き)		梱包時使用
	台車		
の 監 配 督 布 員 へ	写真用台紙		教室毎に受験者数分
	受験票記載内容確認票	教室毎に封筒に入れ、ガムテープで封しておく	教室毎に受験者数分
	配慮事項者の情報、注意事項等	教室毎の一覧表(主任に渡す)	該当者存在時のみ
		説明内容の文書起こし 板書内容の文書起こし	
	正誤表	有・無	訂正箇所ある場合のみ
	名札		
	腕章		
	試験室用消耗品バッグ	欠席者名簿	主任監督員用 教室数分必要
		試験答案整理票	
		受験票記載内容確認票 整理票	
		連絡票(メモ用紙小)	
		受験票(白紙)	
		手提げバック	
		受験番号札	
		鉛筆	
		赤鉛筆	
		ボールペン(黒)	
		ホワイトボードマーカー(黒)	
		カッター	
		消しゴム	
		指サック	
		綴じヒモ	
		チョーク(ケース入り)	
	セロテープ(メンディングテープ細)		
	付せん紙(大)		
	写真用台紙の厚紙(ヒモ付)		
	輪ゴム		
定規			
封筒	一式	受験者の携帯電話を入れる	
設営関連用紙	写真、監督員配置表	参考資料(必要な場合のみ)	
張り紙①	本部等の机の席札	本部用:受験者数記載×2 (うち一部は色紙) 控室用:監督員数記載×1	
	正門立看板用		
	「本部」入口	入り口2ヶ所	
	「控室」入口		
	「締切」(後扉の内外各1枚)	(本部・控室用)	
	「〇〇試験室」入口	部屋毎(前、後)	
	マークシート記入例	業者発注、部屋毎	
	受験票記載内容確認票	業者発注、部屋毎	
教室レイアウト図(前、後)	拡大印刷、部屋毎(前、後)		
受験番号札		教室毎に束にしておく	
張り紙②	受験生立ち入り禁止		
	「女子トイレ専用」		
	「男子トイレは〇階」		
	試験室の矢印「→」 使用不可(大学が設置しているゴミ箱の上に表示)		
ゴミ袋			
サニタリーBOX	黒ビニール袋 「サニタリーBOX」シール	当日女子トイレとして利用する 個室数+試験当日交換数必要	
マグネット		張り紙用	
ガムテープ(布)		本部のみ必要	
養生テープ(白)		立看板用	
メンディングテープ		張り紙用	
ナイロンヒモ			

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
その他	マスク	50枚入り	
	手指消毒液		
	サーモグラフィカメラ		厚生労働省所有
	接触型体温計		
	抗原検査キット		
管理栄養士用	黒板記載事項	黒板貼付の用紙	教室数分必要
	案内図	地図 & 試験室-受験場号	
	設営写真×5	管栄用の黒板内容	
	各試験室別実施状況報告書	//	
	実施状況報告書(総括表)		
	コンテナ数、封印番号報告書		
	ブルーリスト(受験番号順)		
ブルーリスト(50音順)			

1-1. 従来の実施に要した経費（総括表）

（単位：千円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
民間事業者請負費		2,620,281	2,383,207	801,756
	うち、変更契約に係る追加経費	1,818,525	1,581,451	—

（注記事項）

1. 請負事業者との契約額を計上している。
2. 金額の詳細については以降の内訳を参照のこと。
3. 令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策に係る変更契約により当初契約額より増額している。

1-2. 従来の実施に要した経費（ブロック別内訳）

（単位：千円）（税込）

前請負業者実施分（医師等12職種）	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿
物件に要する経費等					
R2年度	72,258	111,999	613,820	174,217	302,434
うち、変更契約に係る追加経費	55,751	86,654	464,350	133,834	233,249
R3年度	71,918	109,364	615,096	178,516	303,780
うち、変更契約に係る追加経費	55,412	84,024	465,625	138,124	234,593
R4年度	16,507	25,343	149,471	40,388	69,186
平均	53,561	82,235	459,462	131,041	225,133
試験監督員等に要する経費等					
R2年度	41,443	64,227	348,352	99,911	172,291
うち、変更契約に係る追加経費	23,881	37,215	193,730	57,077	98,901
R3年度	30,747	46,755	260,447	76,320	129,115
うち、変更契約に係る追加経費	13,202	19,835	105,817	33,357	55,700
R4年度	17,542	26,932	154,711	42,921	73,387
平均	29,910	45,971	254,503	73,050	124,931
小計					
R2年度	113,701	176,226	962,172	274,128	474,725
うち、変更契約に係る追加経費	79,632	123,869	658,079	190,910	332,149
R3年度	102,665	156,119	875,543	254,836	432,895
うち、変更契約に係る追加経費	68,614	103,859	571,442	171,481	290,293
R4年度	34,049	52,274	304,182	83,309	142,572
平均	83,472	128,206	713,966	204,091	350,064
	中国	四国	九州	沖縄	合計
物件に要する経費等					
R2年度	74,830	62,900	235,056	16,628	1,664,143
うち、変更契約に係る追加経費	57,380	49,305	181,495	12,803	1,274,820
R3年度	75,890	65,302	232,750	17,402	1,670,017
うち、変更契約に係る追加経費	58,438	51,707	179,195	13,577	1,280,694
R4年度	17,451	13,595	53,558	3,825	389,323
平均	56,057	47,266	173,788	12,618	1,241,161
試験監督員等に要する経費等					
R2年度	45,670	39,235	134,801	10,209	956,138
うち、変更契約に係る追加経費	26,371	22,852	77,795	5,885	543,705
R3年度	34,172	28,583	99,506	7,547	713,190
うち、変更契約に係る追加経費	14,826	12,214	42,590	3,216	300,757
R4年度	19,329	16,366	56,917	4,328	412,433
平均	33,057	28,061	97,075	7,361	693,920
小計					
R2年度	120,500	102,135	369,858	26,837	2,620,281
うち、変更契約に係る追加経費	83,751	72,157	259,290	18,688	1,818,525
R3年度	110,063	93,885	332,256	24,948	2,383,207
うち、変更契約に係る追加経費	73,264	63,921	221,785	16,793	1,581,451
R4年度	36,780	29,961	110,476	8,153	801,756
平均	89,114	75,327	270,863	19,979	1,935,081

（注記事項）

1. 物件に要する経費等の主な費用の内訳は別表1のとおり
2. 試験監督員等に要する経費等の主な費用の内訳は別表2のとおり
3. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。
4. 令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策に係る変更契約により当初契約額より増額している。

物件に要する経費等の内訳

(別表1)

(単位：千円) (税込)

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
R2年度										
消耗品費	921	1,428	7,696	2,221	3,806	1,087	953	2,997	233	21,343
うち、変更契約に係る追加経費	645	1,004	5,383	1,546	2,661	758	667	2,102	163	14,929
備品費	2,228	3,454	18,613	5,373	9,206	2,629	2,304	7,249	564	51,620
うち、変更契約に係る追加経費	1,955	3,035	15,678	4,705	8,073	2,303	2,021	6,363	494	44,626
試験会場借上費	68,959	106,884	583,933	166,261	288,801	70,937	59,488	224,321	15,793	1,585,376
うち、変更契約に係る追加経費	53,151	82,614	443,289	127,583	222,515	54,320	46,616	173,030	12,147	1,215,265
医師	5,312	8,233	44,369	12,807	21,944	6,267	5,492	17,280	1,345	123,049
歯科医師	4,107	6,365	34,300	9,901	16,964	4,845	0	13,358	0	89,840
保健師	4,506	6,985	37,640	10,865	18,616	5,317	4,659	14,659	1,141	104,388
助産師	2,973	4,608	24,831	7,168	12,281	3,507	3,073	9,671	753	68,865
看護師	24,492	37,962	204,570	59,050	101,176	28,896	25,320	79,671	6,203	567,340
診療放射線技師	2,489	3,858	20,790	6,001	10,282	2,937	2,573	8,097	0	57,028
臨床検査技師	3,035	4,705	25,352	7,318	12,539	3,581	3,138	9,874	769	70,310
理学療法士・作業療法士	8,833	13,691	73,779	21,297	36,489	0	9,132	28,733	2,237	194,191
視能訓練士	0	0	7,950	0	3,932	0	0	0	0	11,882
管理栄養士	7,311	11,331	61,064	17,627	30,201	8,625	0	23,782	1,851	161,792
薬剤師	5,901	9,146	49,289	14,227	24,377	6,962	6,101	19,196	1,494	136,693
訪問窓口設置費用	150	233	1,256	362	621	177	155	489	38	3,482
電話窓口設置費用	0	0	2,322	0	0	0	0	0	0	2,322
小計	72,258	111,999	613,820	174,217	302,434	74,830	62,900	235,056	16,628	1,664,143
うち、変更契約に係る追加経費	55,751	86,654	464,350	133,834	233,249	57,380	49,305	181,495	12,803	1,274,820
R3年度										
消耗品費	411	625	3,456	1,020	1,713	496	426	1,330	106	9,582
うち、変更契約に係る追加経費	135	201	1,143	345	568	167	140	434	35	3,168
備品費	2,880	4,380	24,223	7,149	12,008	3,479	2,983	9,321	740	67,162
うち、変更契約に係る追加経費	2,607	3,960	21,287	6,481	10,875	3,153	2,700	8,434	671	60,168
試験会場借上費	68,478	104,132	583,840	169,977	289,436	71,735	61,739	221,617	16,517	1,587,470
うち、変更契約に係る追加経費	52,670	79,863	443,195	131,299	223,151	55,118	48,867	170,326	12,871	1,217,359
医師	5,985	9,101	50,338	14,856	24,955	7,229	6,199	19,369	1,539	139,570
歯科医師	2,698	4,103	22,693	6,697	11,250	3,259	0	8,732	0	59,431
保健師	2,309	3,511	19,417	5,731	9,626	2,789	2,391	7,472	593	53,838
助産師	1,000	1,521	8,413	2,483	4,171	1,208	1,036	3,237	257	23,327
看護師	30,235	45,977	254,299	75,050	126,068	36,521	31,315	97,850	7,774	705,089
診療放射線技師	1,545	2,350	12,998	3,836	6,444	1,867	1,601	5,001	0	35,641
臨床検査技師	2,534	3,853	21,312	6,290	10,565	3,061	2,624	8,200	652	59,091
理学療法士・作業療法士	9,090	13,823	76,452	22,563	37,901	0	9,414	29,417	2,337	200,997
視能訓練士	0	0	7,887	0	3,910	0	0	0	0	11,796
管理栄養士	6,170	9,383	51,897	15,316	25,728	7,453	0	19,969	1,587	137,502
薬剤師	6,912	10,511	58,135	17,157	28,820	8,349	7,159	22,369	1,777	161,189
訪問窓口設置費用	149	227	1,256	371	623	180	155	483	38	3,482
電話窓口設置費用	0	0	2,322	0	0	0	0	0	0	2,322
小計	71,918	109,364	615,096	178,516	303,780	75,890	65,302	232,750	17,402	1,670,017
うち、変更契約に係る追加経費	55,412	84,024	465,625	138,124	234,593	58,438	51,707	179,195	13,577	1,280,694

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
R4年度										
消耗品費	276	424	2,313	675	1,145	330	286	895	70	6,414
備品費	273	419	2,935	668	1,133	326	283	886	70	6,994
試験会場借上費	15,808	24,270	140,644	38,678	66,285	16,617	12,872	51,291	3,647	370,112
医師	1,060	1,628	8,888	2,595	4,401	1,266	1,097	3,441	271	24,647
歯科医師	1,179	1,810	9,881	2,884	4,893	1,407	0	3,825	0	25,879
保健師	835	1,281	8,345	2,042	3,464	996	864	2,708	213	20,746
助産師	161	247	2,516	393	667	192	166	521	41	4,904
看護師	6,021	9,244	54,729	14,733	24,991	7,189	6,231	19,537	1,537	144,211
診療放射線技師	341	523	2,854	833	1,413	407	352	1,105	0	7,827
臨床検査技師	485	744	4,064	1,186	2,012	579	502	1,573	124	11,268
理学療法士・作業療法士	1,890	2,901	15,840	4,624	7,843	0	1,956	6,132	482	41,668
視能訓練士	0	0	1,366	0	676	0	0	0	0	2,042
管理栄養士	2,190	3,362	18,354	5,358	9,088	2,614	0	7,105	559	48,630
薬剤師	1,647	2,529	13,809	4,031	6,838	1,967	1,705	5,345	420	38,291
訪問窓口設置費用	150	230	1,256	367	622	179	155	486	38	3,482
電話窓口設置費用	0	0	2,322	0	0	0	0	0	0	2,322
小計	16,507	25,343	149,471	40,388	69,186	17,451	13,595	53,558	3,825	389,323
平均										
消耗品費	536	826	4,488	1,305	2,222	638	555	1,741	136	12,447
備品費	1,794	2,751	15,257	4,397	7,449	2,145	1,856	5,819	458	41,925
試験会場借上費	51,082	78,429	436,139	124,972	214,841	53,096	44,699	165,743	11,986	1,180,986
医師	4,119	6,321	34,532	10,086	17,100	4,921	4,263	13,363	1,052	95,755
歯科医師	2,661	4,093	22,291	6,494	11,035	3,170	0	8,638	0	58,383
保健師	2,550	3,926	21,801	6,212	10,569	3,034	2,638	8,279	649	59,657
助産師	1,378	2,125	11,920	3,348	5,706	1,636	1,425	4,477	350	32,365
看護師	20,249	31,061	171,199	49,611	84,078	24,202	20,955	65,686	5,171	472,213
診療放射線技師	1,458	2,244	12,214	3,557	6,046	1,737	1,509	4,734	0	33,498
臨床検査技師	2,018	3,101	16,909	4,931	8,372	2,407	2,088	6,549	515	46,890
理学療法士・作業療法士	6,604	10,138	55,357	16,161	27,411	0	6,834	21,427	1,686	145,619
視能訓練士	0	0	5,734	0	2,839	0	0	0	0	8,573
管理栄養士	5,224	8,025	43,772	12,767	21,672	6,231	0	16,952	1,332	115,975
薬剤師	4,820	7,395	40,411	11,805	20,012	5,759	4,988	15,637	1,231	112,057
訪問窓口設置費用	150	230	1,256	366	622	179	155	486	38	3,482
電話窓口設置費用	0	0	2,322	0	0	0	0	0	0	2,322
小計	53,561	82,235	459,462	131,041	225,133	56,057	47,266	173,788	12,618	1,241,161

(注記事項)

1. 電話窓口については、東京都に1拠点のみ設置している。窓口の実績については別表5を参照。
2. 会場借上げの実績及び状況については別表3を参照。
3. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。
4. 令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策に係る変更契約により当初契約額より増額している。

	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
R4年度										
試験監督員等	10,033	15,403	90,385	24,548	42,221	10,364	8,596	32,553	2,412	236,515
医師	698	1,071	5,846	1,707	2,895	833	722	2,263	178	16,212
歯科医師	309	475	2,592	757	1,284	369	0	1,003	0	6,789
保健師	553	849	6,506	1,353	2,294	660	572	1,794	141	14,720
助産師	167	257	2,649	409	694	200	173	542	43	5,133
看護師	3,814	5,856	33,969	9,333	15,831	4,554	3,947	12,376	973	90,653
診療放射線技師	274	421	2,297	671	1,138	327	284	889	0	6,301
臨床検査技師	359	552	3,012	879	1,491	429	372	1,166	92	8,351
理学療法士・作業療法士	1,352	2,076	11,335	3,309	5,613	0	1,399	4,388	345	29,818
視能訓練士	0	0	1,172	0	580	0	0	0	0	1,752
管理栄養士	1,417	2,175	11,877	3,467	5,881	1,692	0	4,598	362	31,468
薬剤師	1,089	1,672	9,131	2,665	4,521	1,301	1,127	3,534	278	25,319
スタッフ募集	397	609	3,551	970	1,646	473	410	1,287	101	9,444
願書受付・審査等	2,297	3,527	19,384	5,621	9,535	2,743	2,377	7,454	586	53,523
受験案内・願書配布	64	97	532	155	263	76	66	206	16	1,475
願書受付・審査	1,282	1,968	10,746	3,137	5,321	1,531	1,327	4,160	327	29,799
受験番号の付番・確認	110	169	951	270	457	132	114	358	28	2,588
受験票の送付・受理・内容確認等	406	624	3,452	994	1,687	485	421	1,319	104	9,491
厚生労働省への願書の送付	110	169	951	270	457	132	114	357	28	2,588
コンピューター入力カードの送付	110	169	951	270	457	132	114	357	28	2,588
受験者情報入力	215	330	1,801	526	892	257	222	697	55	4,993
受験後提出書類の受付・確認	2,819	4,328	23,628	6,897	11,700	3,366	2,917	9,146	719	65,519
合格発表	43	65	361	106	179	52	44	139	11	1,000
資料運搬費	454	697	4,479	1,110	1,883	542	470	1,472	116	11,221
管理費等	1,500	2,303	12,925	3,668	6,224	1,790	1,552	4,867	383	35,211
小計	17,542	26,932	154,711	42,921	73,387	19,329	16,366	56,917	4,328	412,433
平均										
試験監督員等	17,103	26,259	146,797	41,837	71,843	17,814	14,811	55,492	4,100	396,057
医師	1,414	2,168	11,859	3,468	5,874	1,691	1,463	4,586	362	32,886
歯科医師	574	881	4,816	1,408	2,385	687	0	1,863	0	12,614
保健師	937	1,439	8,472	2,288	3,885	1,117	969	3,040	239	22,385
助産師	322	494	3,111	787	1,334	384	333	1,044	82	7,890
看護師	6,451	9,907	54,727	15,774	26,768	7,698	6,675	20,932	1,646	150,578
診療放射線技師	463	711	3,883	1,134	1,923	553	479	1,503	0	10,650
臨床検査技師	530	814	4,438	1,294	2,197	632	548	1,719	135	12,307
理学療法士・作業療法士	2,180	3,348	18,269	5,330	9,046	0	2,256	7,074	556	48,058
視能訓練士	0	0	1,749	0	866	0	0	0	0	2,615
管理栄養士	2,215	3,403	18,556	5,412	9,187	2,641	0	7,187	565	49,165
薬剤師	2,018	3,095	16,917	4,943	8,377	2,411	2,088	6,545	515	46,910
スタッフ募集	691	1,058	5,867	1,694	2,868	826	715	2,240	176	16,135
願書受付・審査等	2,433	3,734	20,427	5,950	10,094	2,904	2,518	7,892	621	56,571
受験案内・願書配布	64	98	532	155	263	76	66	206	16	1,475
願書受付・審査	1,410	2,165	11,819	3,450	5,852	1,683	1,459	4,575	360	32,774
受験番号の付番・確認	111	170	939	271	461	133	115	360	28	2,588
受験票・受験者留意事項等の送付	408	626	3,432	997	1,692	487	422	1,323	104	9,491
厚生労働省への願書の送付	111	170	939	271	461	133	115	360	28	2,588
コンピューター入力カードの送付	111	170	939	271	461	133	115	360	28	2,588
受験者情報入力	218	335	1,827	533	905	260	226	707	56	5,066
受験後提出書類の受付・確認	2,803	4,304	23,495	6,858	11,634	3,346	2,901	9,096	715	65,153
合格発表	14	22	120	35	60	17	15	46	4	333
資料運搬費	1,074	1,646	9,227	2,631	4,458	1,284	1,111	3,482	274	25,186
管理費等	5,793	8,948	48,570	14,045	23,974	6,865	5,991	18,827	1,471	134,485
小計	29,910	45,971	254,503	73,050	124,931	33,057	28,061	97,075	7,361	693,920

(注記事項)

1. 試験監督等の状況については別表3を参照。
2. 願書受付件数については別表4を参照。
3. 受験後提出書類の受付・確認件数については別表6を参照。
4. 管理費等には、管理費の他、試験運営マニュアルの作成承認や危機管理要領の作成承認にかかる費用が含まれている。
5. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。
6. 令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策に係る変更契約により当初契約額より増額している。
7. 令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策として厚生労働省ホームページにおいてのみ合格発表を実施した。

試験実施時の立会業務等について

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での 監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数	
2 年度	医師	札幌コンベンションセンター	354	1	30	22	
		東北大学川内北キャンパス	786	26	122	34	
		大正大学巣鴨キャンパス	1,304	34	170	36	
		TIME24	846	21	118	30	
		TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター	523	15	82	26	
		東京外国語大学府中キャンパス	700	25	118	30	
		日本歯科大学 新潟生命歯学部	136	5	32	18	
		愛知学院大学日進キャンパス	969	22	118	28	
		金沢医科大学	192	3	30	18	
		石川県青少年総合研修センター	277	10	56	18	
		桃山学院大学	497	11	70	28	
		大和大学	500	9	64	28	
		大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	506	7	54	28	
		安田女子大学	613	16	108	32	
		香川大学林町キャンパス	347	9	66	22	
		岡山大学文法経済学部	233	7	42	20	
		第一薬科大学	813	10	74	30	
		TKP博多駅前シティセンター	176	4	34	20	
		熊本保健科学大学(2.3号館)	253	5	40	26	
		琉球大学(人文社会学部)	135	3	28	18	
	歯科医師	札幌コンベンションセンター	153	1	22	20	
		産業見本市会館サンフェスタ	244	2	28	24	
		大正大学巣鴨キャンパス	943	24	122	32	
		東京工科大学蒲田キャンパス	822	28	140	30	
		日本歯科大学新潟生命歯学部	138	5	32	18	
		愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)	339	4	36	26	
		大阪電気通信大学駅前キャンパス	266	9	50	18	
		新大阪ビジネスセンター	120	7	40	16	
		TKP大阪御堂筋カンファレンスセンター	200	7	44	16	
		広島大学霞キャンパス	77	3	34	20	
		西日本短期大学福浜キャンパス	318	8	50	22	
		TKPガーデンシティPREMIUM天神スカイホール	143	1	20	20	
		TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター	89	4	28	20	
		保健師	札幌コンベンションセンター	160	2	12	10
			弘前大学	200	4	16	17
			産業見本市会館サンフェスタ	502	6	24	15
			大正大学巣鴨キャンパス	998	23	61	14
	東京工科大学蒲田キャンパス		527	13	36	13	
	東京流通センター		1,054	8	32	13	
	新潟医療福祉大学		386	5	21	11	
	愛知学院大学日進キャンパス		993	23	61	14	
	金沢医科大学		142	3	15	9	
	石川県青少年総合研修センター		202	5	18	9	
	大和大学		712	15	45	15	
	TKPガーデンシティ大阪梅田		369	7	23	10	
	安田女子大学9・5・1号館		488	14	48	13	
	サン・イレブン高松		254	7	21	10	
徳島文理大学徳島キャンパス	142		3	15	10		
南近代ビル	643		6	27	12		
沖縄ハーバービューホテル	141		2	12	10		
助産師	札幌コンベンションセンター		60	1	9	10	
	弘前大学		27	1	8	9	
	産業見本市会館サンフェスタ		124	3	13	11	
	大正大学巣鴨キャンパス	657	16	43	14		
	新潟医療福祉大学	34	1	8	10		
	愛知学院大学日進キャンパス	240	7	22	10		
	金沢医科大学	48	1	9	9		
	大和大学	436	9	27	12		
	安田女子大学9・5・1号館	108	2	12	10		
	サン・イレブン高松	56	1	9	10		
	徳島文理大学徳島キャンパス	15	1	8	10		
	南近代ビル	287	4	17	10		
	ホテルコレクティブ	33	1	8	9		
	2 年度	札幌コンベンションセンター	1,064	8	40	19	
		北海道科学大学	1,233	40	94	23	
		TKP札幌駅カンファレンスセンター	250	8	25	11	
		北海道文教大学	546	15	39	15	
弘前大学		1,258	48	112	39		
産業見本市会館サンフェスタ		764	9	33	17		
TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口		1,083	27	71	19		
東北大学川内北キャンパス		911	28	64	18		
東北学院大学土樋キャンパス		655	9	34	16		
大正大学巣鴨キャンパス		1,390	43	101	18		
明治学院大学白金キャンパス		750	25	62	14		
東京工科大学八王子キャンパス		1,945	53	133	26		
東京外国語大学府中キャンパス		1,191	46	101	15		
大妻女子大学千代田キャンパス		467	31	69	14		
東京工科大学蒲田キャンパス		1,513	57	131	17		
公立大学法人埼玉県立大学		887	32	75	14		
関東学院大学金沢八景キャンパス		1,376	35	89	16		
千葉工業大学津田沼キャンパス		1,324	35	94	16		
淑徳大学 千葉キャンパス		359	4	20	13		
TIME24ビル		453	11	36	12		
TOC五反田	772	7	31	13			
東京ビッグサイト	447	7	26	12			

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での 監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数		
看護師		帝京平成大学中野キャンパス	2,015	52	134	18		
		武蔵大学江古田キャンパス	1,276	31	78	16		
		首都医校	532	12	36	12		
		TKP新橋カンファレンスセンター	943	27	65	14		
		TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター	781	21	56	13		
		TKP赤坂カンファレンスセンター	327	5	21	11		
		TKP品川カンファレンスセンター	313	13	33	11		
		TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原	306	4	18	11		
		TKP東京駅セントラルカンファレンスセンター	185	6	21	9		
		TKP築地新富町カンファレンスセンター	99	2	11	9		
		新潟医療福祉大学	1,259	18	61	16		
		愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo)	4,750	25	106	31		
		愛知学院大学日進キャンパス	2,078	51	127	39		
		金沢医科大学	565	12	37	10		
		北陸大学太陽が丘キャンパス	497	11	34	11		
		金城大学 笠間キャンパス	683	16	45	14		
		桃山学院大学	605	14	44	14		
		大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	1,101	17	57	16		
		甲南大学岡本キャンパス	1,169	16	56	19		
		天理大学杉之内キャンパス	1,019	20	57	17		
		国立京都国際会館	1,077	5	34	16		
		神戸国際展示場	2,776	16	87	27		
		天満研修センター	532	11	34	12		
		ATCホール	1,067	6	34	16		
		大阪国際会議場	607	4	24	14		
		京都先端科学大学太秦キャンパス	472	14	37	13		
		神戸女子大学ポートアイランドキャンパス	767	24	59	16		
		ホテルフクラシア大阪ベイ	406	5	22	12		
		安田女子大学9・7・1号館	1,908	51	135	35		
		広島市中小企業会館	600	10	37	13		
		広島YMCA国際文化センター	247	8	24	18		
		ホテル広島サンプラザ	226	4	17	10		
		メルバルク広島	224	4	16	10		
		TKP広島本通駅前カンファレンスセンター	168	6	18	11		
		ANAクラウンプラザホテル広島	152	3	15	10		
		TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前	154	5	17	10		
		TKP広島平和大通りカンファレンスセンター	98	3	13	10		
		香川大学幸町キャンパス	1,152	29	77	37		
		JRホテルクレメント高松	356	4	19	10		
		香川大学三木町農学部キャンパス	351	8	26	11		
		四国医療専門学校	305	9	28	16		
		四国学院大学	246	6	24	15		
		徳島文理大学徳島キャンパス	411	8	28	16		
		学校法人川崎学園総合体育館	290	6	25	11		
		TKPガーデンシティ岡山	225	4	16	10		
		岡山メルバルク	139	3	11	10		
		高松センタービル	171	5	17	10		
		福岡PayPayドーム	2,392	25	95	21		
		福岡女学院大学	573	12	37	15		
		南近代ビル	672	6	30	12		
		熊本大学北地区	1,507	37	96	21		
		熊本大学南地区	616	16	45	15		
		小倉リハビリテーション学院	123	3	15	9		
		アートホテル小倉	225	3	16	9		
		ホテルニューオータニ博多	515	6	25	11		
		長崎大学文教キャンパス	546	17	43	13		
		第一薬科大学	864	11	40	15		
		福岡ファッションビル	315	4	19	10		
		福岡医療専門学校	385	9	28	11		
		ヒルトン福岡シーホーク	462	3	20	11		
		ホテルオークラ福岡	361	4	21	10		
		沖縄国際大学	515	11	33	11		
		名桜大学	348	10	29	12		
		沖縄看護専門学校	91	3	13	10		
		診療放射線技師		札幌コンベンションセンター	223	4	17	11
				産業見本市会館サンフェスタ	188	2	13	16
				東京流通センター	1,236	12	48	16
TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口	404			6	26	13		
甲南大学岡本キャンパス	544			6	25	14		
広島工業大学専門学校	132			2	12	10		
高松市総合体育館	143			5	26	10		
福岡大学	485			7	29	13		
臨床検査技師				札幌コンベンションセンター	217	4	16	12
				産業見本市会館サンフェスタ	240	2	12	13
		東京工科大学蒲田キャンパス	545	13	38	12		
		大正大学異鴨キャンパス	1,120	30	74	15		
		東京外国語大学府中キャンパス	674	19	47	14		
		TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口	487	6	29	13		
		甲南大学岡本キャンパス	516	13	34	13		
		TKPガーデンシティ大阪梅田	393	8	25	11		
		広島工業大学専門学校	193	3	16	11		
		高松市総合体育館	298	6	28	11		
		福岡大学	758	10	40	14		
		ホテルコレクティブ	44	1	9	9		
		札幌コンベンションセンター	540	3	21	12		
		東北大学川内北キャンパス	884	26	60	18		
		東京工科大学蒲田キャンパス	679	28	67	14		

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・看護師等 (人) 監督員等以外の人数	
2年度	理学療法士	TFTビル	624	14	34	14	
		TIME24ビル	820	23	58	14	
		TKP品川カンファレンスセンター	310	13	33	11	
		千葉経済大学・短期大学	730	21	53	14	
		埼玉県立大学	886	32	75	14	
		愛知学院大学日進キャンパス	1,363	34	85	24	
		ATCホール	920	7	35	15	
		大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	976	15	53	16	
		大阪経済大学	430	10	31	14	
		京都先端科学大学	263	9	26	12	
		四国学院大学	287	11	28	15	
		香川大学幸町南キャンパス	256	5	19	10	
		徳島文理大学徳島キャンパス	145	4	17	10	
		福岡大学	2,198	32	103	24	
		ノボテル沖繩那覇	191	3	15	11	
	作業療法士	札幌コンベンションセンター	282	2	15	11	
		仙台ガーデンパレス	163	5	17	15	
		TKPガーデンシティ仙台	396	6	24	17	
		日本大学三軒茶屋キャンパス	800	17	50	14	
		TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター	500	12	34	13	
		首都医校新宿校	277	9	29	11	
		愛知学院大学日進キャンパス	603	17	46	23	
		国立京都国際会館	1,194	9	42	21	
		穴吹医療大学校	218	10	27	10	
		香川大学幸町南キャンパス	129	3	15	10	
		九州工業大学戸畑キャンパス	408	9	28	12	
		熊本大学北地区	656	11	39	17	
		ホテルコレクティブ	122	2	12	10	
		大正大学豊嶋キャンパス	511	15	39	15	
		視能訓練士	TKPガーデンシティ大阪梅田	352	4	18	11
	北海道文教大学		847	26	80	21	
	管理栄養士	産業見本市会館サンフェスタ	830	10	37	18	
		TKPガーデンシティ仙台西口	428	11	39	18	
		大妻女子大学千代田キャンパス	560	39	85	12	
		女子栄養大学坂戸キャンパス	781	20	66	14	
		十文字学園女子大学	304	8	27	11	
		明治学院大学白金キャンパス	950	26	75	16	
		東京流通センター	2,490	22	75	19	
		東京家政大学板橋キャンパス	530	10	36	12	
		共立女子大学	548	19	55	12	
		愛知学院大学日進キャンパス	2,028	47	147	34	
		椋山女子学園 (日進)	358	9	33	13	
		大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	1,117	18	59	16	
		大阪経済大学	712	19	59	16	
		大阪市立大学	445	20	55	15	
		梅花女子大学	366	10	33	12	
		大阪青山大学	302	7	27	12	
		大阪府立大学	498	13	45	15	
		くらしき作陽大学	527	11	41	12	
		川崎医療福祉大学	987	20	67	14	
		福岡工業大学	1,246	28	90	17	
		中村学園大学	781	16	54	15	
		琉球大学理学部	99	4	16	10	
		薬剤師	TKPガーデンシティ札幌駅前	208	8	44	22
			北海道科学大学	313	8	50	24
			産業見本市会館サンフェスタ	693	8	60	36
			東北医科薬科大学	492	11	76	36
			東京工科大学蒲田キャンパス	545	13	76	24
			星薬科大学	707	19	108	28
			武蔵野大学武蔵野キャンパス	1,356	42	208	32
			東京工科大学八王子キャンパス	1,936	53	266	48
	立教大学池袋キャンパス		1,534	26	154	34	
	名城大学天白キャンパス		1,559	21	144	42	
	北陸大学太陽が丘キャンパス		495	10	64	22	
	神戸大学鶴甲キャンパス		761	17	100	44	
	桃山学院大学		550	13	78	34	
	エディオアリーナ大阪		500	3	36	28	
	大阪薬科大学		573	9	68	28	
	TKPガーデンシティ大阪梅田		487	8	52	24	
	安田女子大学1号館		855	24	156	28	
	徳島文理大学徳島キャンパス		540	7	56	35	
	西日本総合展示場 新館		850	10	74	28	
	第一薬科大学		726	9	68	30	
	医師		TKPガーデンシティ札幌駅前	367	11	60	22
			東北学院大学土樋キャンパス	927	15	96	34
			大正大学豊嶋キャンパス	1,166	33	162	28
			TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター	617	18	94	26
			有明セントラルタワーホール&カンファレンス	305	4	36	16
		TIME24ビル	829	19	104	22	
		東京ビッグサイト	391	4	38	20	
		日本歯科大学新潟生命歯学部	152	5	32	16	
		愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo)	987	6	32	62	
		金沢医科大学	244	5	38	16	
		石川県青少年総合研修センター	219	7	44	14	
		大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	792	12	84	34	
		大和大学吹田キャンパス	725	14	86	34	
		安田女子大学	640	16	92	32	

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での 監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数	
3 年度	歯科医師	サンメッセ香川	616	8	62	28	
		南近代ビル	630	5	56	26	
		第一薬科大学	374	3	34	24	
		熊本保健科学大学	248	5	38	22	
		琉球大学千原キャンパス人文社会学部	124	3	28	16	
		TKP札幌駅カンファレンスセンター	162	3	30	20	
		仙台卸商センターサンフェスタ・卸町会館	222	4	36	24	
		東京工科大学蒲田キャンパス	852	30	138	24	
		大正大学異鴨キャンパス	850	24	120	26	
		日本歯科大学新潟生命歯学部	111	4	28	16	
		愛知学院大学日進キャンパス	323	5	42	24	
		ホテルクラシア大阪ベイ	403	5	46	24	
		TKP心斎橋駅前カンファレンスセンター	133	3	26	20	
		広島大学 露キャンパス	79	2	24	18	
		第一薬科大学	532	6	52	28	
		保健師	TKPガーデンシティ札幌駅前	148	5	16	10
			弘前大学	168	4	17	8
			産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	503	6	24	10
	大正大学異鴨キャンパス		1,100	30	76	15	
	東京工科大学蒲田キャンパス		523	15	40	11	
	東京外国語大学府中キャンパス		1,013	38	82	14	
	新潟医療福祉大学		333	5	21	10	
	愛知学院大学日進キャンパス		1,005	25	65	19	
	金沢医科大学		114	4	14	8	
	石川県青少年総合研修センター		258	11	30	8	
	大阪電気通信大学寝屋川キャンパス		750	10	36	16	
	大和大学		450	8	30	14	
	安田女子大学		494	14	40	14	
	サン・イレブン高松		200	6	19	10	
	徳島文理大学徳島キャンパス		183	4	17	10	
	南近代ビル		653	6	30	12	
	沖縄コンベンションセンター		125	2	11	9	
	助産師		TKPガーデンシティ札幌駅前	58	2	10	10
			弘前大学	29	1	8	5
			産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	131	3	13	5
			大正大学異鴨キャンパス	639	14	40	13
			新潟医療福祉大学	33	1	8	9
		愛知学院大学日進キャンパス	249	8	24	11	
		金沢医科大学	49	2	10	8	
		大和大学	425	7	27	14	
		安田女子大学	111	3	14	10	
		サン・イレブン高松	58	1	9	10	
		徳島文理大学徳島キャンパス	16	1	8	10	
		南近代ビル	271	3	16	10	
		沖縄コンベンションセンター	34	1	8	8	
		看護師	札幌コンベンションセンター	728	3	24	17
			TKP札幌駅カンファレンスセンター	340	11	32	13
			北海道科学大学	1,524	44	111	23
			TKPガーデンシティ札幌駅前	479	13	40	14
			弘前大学	1,214	45	105	32
	東北学院大学土樋キャンパス		816	14	42	23	
	産業見本市会館サンフェスタ		843	11	37	19	
	東北学院大学泉キャンパス		822	14	48	21	
	TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口		743	18	50	20	
	大正大学異鴨キャンパス		1,300	35	88	16	
	明治学院大学白金キャンパス		450	16	40	11	
	大妻女子大学千代田キャンパス		2,083	59	143	17	
	東京外国語大学府中キャンパス		1,100	42	90	13	
	東京工科大学蒲田キャンパス		1,487	56	127	15	
	東京工科大学八王子キャンパス		1,000	37	85	20	
	昭和女子大学		991	33	76	14	
	有明セントラルタワーホール&カンファレンス		310	4	18	9	
	TIME24ビル		600	15	42	10	
	TFTビル		500	5	25	10	
	東京ビッグサイト		660	10	35	12	
	TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター		669	26	64	13	
	TKP品川カンファレンスセンター		300	11	30	9	
	TKP新橋カンファレンスセンター		1,180	30	75	13	
	帝京平成大学中野キャンパス		2,501	60	154	20	
	武蔵大学江古田キャンパス		1,400	34	87	18	
	武蔵野大学有明キャンパス		1,230	46	99	14	
	埼玉県立大学		840	31	72	12	
	武蔵野大学武蔵野キャンパス		1,000	29	69	14	
	TKP築地新富町カンファレンスセンター		124	3	13	9	
	新潟医療福祉大学		1,107	17	56	15	
	愛知県国際展示場(Aichi Sky Expo)		5,000	25	110	45	
	愛知学院大学日進キャンパス		1,650	42	104	29	
	金沢医科大学		457	11	33	10	
	北陸大学太陽が丘キャンパス		446	11	34	10	
	金城大学笠間キャンパス		746	19	51	15	
	神戸国際展示場		1,900	10	57	26	
	桃山学院大学		600	13	41	13	
	AICホール		1,000	5	31	17	
	ホテルクラシア大阪ベイ		400	4	21	12	
	大和大学		900	20	55	17	
	大阪商業大学		1,500	27	85	20	
	大阪経済大学大隅キャンパス		540	12	37	14	

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での 監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数	
3 年度		京都先端科学大学京都太秦キャンパス	774	18	50	16	
		大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	1,000	15	51	17	
		甲南大学岡本キャンパス	1,200	14	50	21	
		大阪工業大学大宮キャンパス	1,400	25	78	18	
		安田女子大学	1,516	43	114	24	
		広島市中小企業会館	600	10	36	13	
		広島YMCA国際文化センター	272	9	27	17	
		広島都市学園大学 宇品キャンパス	350	8	28	15	
		広島コンベンションホール	191	4	16	10	
		TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前	338	9	29	12	
		TKPガーデンシティ広島駅前大橋	212	5	19	11	
		TKP広島本通駅前カンファレンスセンター	245	9	24	12	
		サンメッセ香川	1,100	16	56	14	
		香川大学幸町キャンパス	878	24	65	23	
		香川大学 三木町農学部キャンパス	351	8	26	11	
		四国学院大学	246	6	23	15	
		四国医療専門学校	304	9	27	16	
		徳島文理大学徳島キャンパス	369	8	27	14	
		岡山科学技術専門学校昭和町校舎	281	19	44	14	
		博多国際展示場&カンファレンスセンター	1,537	15	62	17	
		北九州市立大学北方キャンパス	1,540	23	70	19	
		九州工業大学戸畑キャンパス	380	8	26	11	
		福岡PayPayドーム	2,300	23	91	24	
		出島メッセ長崎	1,849	17	70	22	
		熊本大学黒髪北地区	1,429	35	89	23	
		南近代ビル	632	5	28	12	
		沖縄アリーナ	759	11	39	14	
		琉球大学千原キャンパス(人文社会学部)	152	5	18	8	
		札幌コンベンションセンター	214	4	17	13	
		産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	205	2	13	14	
	大正大学巢鴨キャンパス	1,100	34	83	16		
	立教大学 池袋キャンパス	252	5	20	11		
	TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口	449	6	24	12		
	大和大学	616	11	37	17		
	広島工業大学専門学校	119	2	12	9		
	高松市総合体育館	171	4	19	10		
	福岡大学	473	6	25	13		
	臨床検査技師	札幌コンベンションセンター	180	2	13	13	
		産業見本市会館サンフェスタ・卸町会館	230	3	16	13	
		大正大学巢鴨キャンパス	1,100	33	81	16	
		東京工科大学蒲田キャンパス	480	14	36	12	
		東京外国語大学府中キャンパス	608	18	42	13	
		TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口	517	7	29	12	
		大阪商業大学	432	7	27	13	
		大和大学	550	11	36	13	
		広島工業大学専門学校	210	3	15	10	
		高松市総合体育館	260	6	25	10	
		福岡大学	714	9	35	14	
		沖縄県青年会館	50	1	9	5	
		理学療法士	札幌コンベンションセンター	535	4	23	14
			TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口	944	25	64	22
			東京工科大学蒲田キャンパス	798	39	85	13
	東京流通センター		2,353	20	87	18	
	武蔵大学江古田キャンパス		981	20	55	19	
	愛知学院大学日進キャンパス		1,530	41	101	26	
	ATCホール		1,000	6	33	17	
	大阪アカデミア		400	6	23	13	
	大阪工業大学大宮キャンパス		1,465	25	81	18	
	徳島文理大学徳島キャンパス		120	2	12	11	
	四国学院大学		292	11	31	15	
	四国医療専門学校		305	9	28	16	
	福岡大学		2,423	40	120	25	
	琉球大学千原キャンパス(人文社会学部)		232	10	28	10	
	作業療法士		札幌コンベンションセンター	284	2	14	12
		産業見本市会館サンフェスタ	458	6	24	16	
		TKP市ヶ谷カンファレンスセンター	897	19	54	13	
		TKP新橋カンファレンスセンター	785	14	39	13	
		愛知学院大学日進キャンパス	664	18	49	22	
		TKPガーデンシティ大阪梅田	390	5	20	12	
		大阪経済大学大隅キャンパス	982	14	47	18	
		穴吹医療大学校	151	7	20	10	
		サン・イレブ高松	140	4	15	10	
		九州工業大学戸畑キャンパス	348	7	24	11	
		ホテルニューオータニ博多	703	5	28	12	
		パシフィックホテル沖縄	118	1	10	8	
		視能訓練士	立教大学池袋キャンパス	546	18	45	12
			大阪商業大学	323	4	17	13
			札幌コンベンションセンター	845	5	31	18
	管理栄養士	東北学院大学土樋キャンパス	625	12	42	19	
		産業見本市会館サンフェスタ	700	8	31	17	
		女子栄養大学坂戸キャンパス	1,245	29	91	17	
		大妻女子大学千代田キャンパス	2,054	59	181	18	
		立教大学 池袋キャンパス	2,395	65	195	23	
		昭和女子大学	703	24	78	14	
		愛知学院大学日進キャンパス	2,160	55	170	40	
		椋山学園大学	221	5	21	11	
		大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	899	13	45	16	

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での 監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数		
4 年 度	薬剤師	大阪商業大学	1,128	17	56	18		
		大阪工業大学大宮キャンパス	1,514	27	88	20		
		くらしき作陽大学	688	18	56	19		
		川崎医療福祉大学	827	20	59	23		
		福岡工業大学	1,300	31	99	17		
		中村学園大学	888	20	66	16		
		琉球大学千原キャンパス(人文社会学部)	105	2	12	8		
		北海道科学大学	536	13	82	28		
		東北学院大学泉キャンパス	1,178	19	126	46		
		東京工科大学蒲田キャンパス	505	14	78	24		
		星薬科大学	600	18	90	26		
		東京工科大学八王子キャンパス	905	33	154	38		
		立教大学池袋キャンパス	340	4	38	22		
		TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター	430	18	90	28		
		大正大学巣鴨キャンパス	1,300	35	176	34		
		東京外国語大学府中キャンパス	990	35	152	28		
		武蔵野大学有明キャンパス	270	9	50	20		
		武蔵野大学武蔵野キャンパス	745	22	110	24		
		名城大学天白キャンパス	1,615	23	162	42		
		北陸大学太陽が丘キャンパス	445	10	64	20		
		大阪電気通信大学寝屋川キャンパス	754	12	84	32		
		大和大学	591	11	74	32		
		大阪商業大学	1,451	26	160	40		
		安田女子大学	896	27	140	28		
		徳島文理大学徳島キャンパス	494	6	50	34		
		北九州市立大学北方キャンパス	1,015	10	84	34		
		第一薬科大学	550	6	52	28		
		医師	札幌コンベンションセンター					
			東北学院大学土樋キャンパス					
			大正大学巣鴨キャンパス					
			明治学院大学白金キャンパス					
			日本大学三軒茶屋キャンパス					
			日本歯科大学新潟生命歯学部					
愛知学院大学日進キャンパス								
石川県青少年総合研修センター								
桃山学院大学								
安田女子大学								
サンメッセ香川								
第一薬科大学								
熊本保健科学大学(2号館)								
沖縄キリスト教学院大学(南棟)								
歯科医師	札幌コンベンションセンター							
	産業見本市会場サンフェスタ							
	東京工科大学蒲田キャンパス							
	日本歯科大学新潟生命歯学部							
	愛知学院大学日進キャンパス							
	大阪電気通信大学駅前キャンパス							
	広島大学霞キャンパス							
	西日本短期大学							
	札幌コンベンションセンター							
	弘前大学							
保健師	産業見本市会場サンフェスタ							
	大正大学巣鴨キャンパス							
	東京工科大学蒲田キャンパス							
	新潟大学五十嵐キャンパス							
	愛知学院大学日進キャンパス							
	金沢医科大学							
	大阪商業大学							
	安田女子大学							
	高松市総合体育館(第2)							
	高松センタービル							
	南近代ビル							
	沖縄キリスト教学院大学(南棟)							
	札幌コンベンションセンター							
	弘前大学							
	助産師	産業見本市会場サンフェスタ						
大正大学巣鴨キャンパス								
新潟大学五十嵐キャンパス								
愛知学院大学日進キャンパス								
金沢医科大学								
大阪商業大学								
安田女子大学								
高松市総合体育館(第2)								
高松センタービル								
南近代ビル								
沖縄キリスト教学院大学(南棟)								
札幌コンベンションセンター								
TKP札幌駅カンファレンスセンター								
札幌市産業振興センター								
弘前大学								
東北学院大学土樋キャンパス								
産業見本市会場サンフェスタ								
大正大学巣鴨キャンパス								
明治学院大学白金キャンパス								
東京工科大学蒲田キャンパス								
東京工科大学八王子キャンパス								
立教大学池袋キャンパス								

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等(人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数	
4 年 度	看護師	東京外国語大学府中キャンパス					
		昭和女子大学					
		新潟大学五十嵐キャンパス					
		新潟医療福祉大学					
		愛知学院大学日進キャンパスA					
		愛知学院大学日進キャンパスB					
		金沢医科大学					
		北陸大学太陽が丘キャンパス					
		近畿大学					
		桃山学院大学					
		大阪産業大学					
		広島市中小企業会館					
		安田女子大学					
		サンメッセ香川					
		高松大学・高松短期大学					
		香川大学幸町キャンパス					
		福岡大学(8号館、10号館、A棟)					
		純真学園大学					
		九州国際大学					
		福岡学院大学					
	公務員ビジネス専門学校						
	沖縄国際大学(3号館)						
	診療放射線技師	札幌コンベンションセンター					
		産業見本市会場サンフェスタ					
		大正大学巣鴨キャンパス					
		愛知学院大学日進キャンパス					
		大阪商業大学					
		広島工業大学専門学校					
		高松センタービル					
		福岡大学(8号館)					
		臨床検査技師	札幌コンベンションセンター				
			産業見本市会場サンフェスタ				
	大正大学巣鴨キャンパス						
	東京工科大学蒲田キャンパス						
	愛知学院大学日進キャンパス						
	大阪商業大学						
	広島工業大学専門学校						
	高松センタービル						
	福岡大学(8号館)						
	沖縄キリスト教学院大学(南棟)						
	理学療法士	札幌コンベンションセンター					
		T K P ガーデンシティPREMIUM札幌大通					
		東北工業大学八木山キャンパス					
		東京工科大学蒲田キャンパス					
		東京電機大学千住キャンパス					
立教大学							
愛知学院大学日進キャンパス							
大阪工業大学大宮							
高松大学・高松短期大学							
福岡大学(8号館)							
作業療法士	札幌コンベンションセンター						
	札幌科学技術専門学校						
	東北工業大学八木山キャンパス						
	日本大学三軒茶屋キャンパス						
	愛知学院大学日進キャンパス						
	大阪電気通信大学						
	穴吹医療大学校(穴吹カレッジサービス駅前校舎)						
	高松センタービル						
	福岡工業大学						
	沖縄大学(本館、2号館)						
視能訓練士	大正大学巣鴨キャンパス						
	大阪商業大学						
	北海道大学札幌キャンパス工学部						
管理栄養士	サンフェスタ						
	大妻女子大学千代田キャンパス						
	目白大学新宿キャンパス						
	拓殖大学文京キャンパス						
	文化学園大学						
	東京電機大学千住キャンパス						
	愛知学院大学日進キャンパス						
	近畿大学						
	大阪工業大学大宮						
	くらしき作陽大学						
	西南学院大学						
	第一薬科大学						
	沖縄大学(本館、2号館)						
	琉球大学千原キャンパス						
	薬剤師	T K P ガーデンシティ札幌駅前					
産業見本市会場サンフェスタ							
東京工科大学蒲田キャンパス							
東京工科大学八王子キャンパス							
星薬科大学							
大妻女子大学千代田キャンパスG棟							
名城大学天白キャンパス							
共通講義棟南(メイン会場)							
北陸大学太陽が丘キャンパス							

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	監督員等 (人) 主任監督員・監督員等、主に試験室での監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等 (人) 監督員等以外の人数
		桃山学院大学				
		安田女子大学				
		徳島文理大学徳島キャンパス				
		第一薬科大学				

(注記事項)

- 各施設に対して、約1年前から事前に申し入れを行った上で、調整を進めていく必要がある。なお、合同庁舎会議室等、国有財産の利用については、現行の規模の範囲内かつ予約が空いている場合のみ使用を認めるが、予約が埋まっている場合等は民間事業者が自ら会場の確保をする必要がある。
- 受験者数、受験室数、監督員等及び会場責任者・看護師等は、1日あたりの数量を記載している。
※医師試験は2日間、歯科医師試験・薬剤師試験は2日間を要する。
- 令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策に係る変更契約により、受験者間の間隔を原則1メートル以上空けることとしたため、追加で会場を確保した。
- 令和3年度のうち、経済連携協定(EPA)に基づく看護師国家試験受験者用の試験室数は以下のとおり。
北海道：教室1(4人) 青森：教室1(2人) 宮城：教室1(17人) 東京：教室3(124人) 新潟：教室1(3人) 愛知：教室1(75人)、
石川：教室1(9人) 大阪：教室1(62人) 広島：教室1(9人) 香川：教室1(14人) 福岡：教室1(55人) 沖縄：教室1(2人)、
合計：教室14(376人)
- 令和4年度については各試験の試験日が2月以降であるため、試験会場は予定を記載しており、受験者数、受験室数、会場借料、監督員等人数、会場責任者・看護師等人数は、記載していない。

合格発表の会場について

合格発表の掲示については、これまで厚生労働本省において全受験者分を、各国家試験臨時事務所において当該事務所の所掌試験地にかかる受験者分を実施していたが、令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策として厚生労働省ホームページにおいてのみ合格発表を実施した。

願書受付件数（件）

（別表4-1）

（単位：人）

		R2年度	R3年度	R4年度		
	医師	北海道	354	367	361	
		東北	786	927	857	
		関東	3,978	3,923	3,951	
		東海	969	987	978	
		近畿	1,503	1,517	1,510	
		中国	613	640	627	
		四国	580	616	598	
		九州	1,242	1,252	1,247	
		沖縄	135	124	130	
		小計	10,160	10,353	10,257	
	歯科医師	北海道	153	162	158	
		東北	244	222	233	
		関東	1,903	1,813	1,858	
		東海	339	323	331	
		近畿	586	536	561	
		中国	77	79	78	
		九州	550	532	541	
		小計	3,852	3,667	3,760	
		保健師	北海道	160	148	154
			東北	702	671	687
	関東		3,310	3,341	3,326	
	東海		993	1,006	1,000	
	近畿		1,081	1,200	1,141	
	中国		488	494	491	
	四国		396	383	390	
	九州		643	653	648	
	沖縄		141	125	133	
	小計		7,914	8,021	7,968	
	助産師	北海道	60	58	59	
		東北	151	160	156	
		関東	739	721	730	
		東海	240	249	245	
		近畿	436	425	431	
		中国	108	111	110	
		四国	71	74	73	
		九州	287	271	279	
沖縄		33	34	34		
小計		2,125	2,103	2,114		
看護師	北海道	3,093	3,071	3,082		
	東北	4,671	4,438	4,555		
	関東	22,655	22,482	22,569		
	東海	6,828	6,650	6,739		
	近畿	11,599	11,214	11,407		
	中国	3,777	3,724	3,751		
	四国	3,646	3,529	3,588		
	九州	9,557	9,667	9,612		
	沖縄	954	911	933		
	小計	66,780	65,686	66,233		

		R2年度	R3年度	R4年度
診療放射線技師	北海道	223	214	219
	東北	188	205	197
	関東	1,236	1,352	1,294
	東海	404	449	427
	近畿	544	616	580
	中国	132	119	126
	四国	143	171	157
	九州	485	473	479
	小計	3,355	3,599	3,477
	臨床検査技師	北海道	217	180
東北		240	230	235
関東		2,339	2,189	2,264
東海		488	517	503
近畿		909	982	946
中国		193	210	202
四国		299	260	280
九州		758	714	736
沖縄		44	50	47
小計		5,487	5,332	5,410
理学療法士・作業療法士	北海道	822	819	821
	東北	1,443	1,402	1,423
	関東	5,626	5,814	5,720
	東海	1,966	2,194	2,080
	近畿	3,783	4,237	4,010
	中国	1,035	1,008	1,022
	九州	3,262	3,474	3,368
	沖縄	313	350	332
	小計	18,250	19,298	18,774
視能訓練士	関東	525	501	513
	近畿	406	357	382
	小計	931	858	895
管理栄養士	北海道	852	863	858
	東北	1,259	1,441	1,350
	関東	6,181	6,979	6,580
	東海	2,396	2,352	2,374
	近畿	3,446	3,558	3,502
	中国	1,516	1,640	1,578
	九州	2,036	2,408	2,222
	沖縄	101	135	118
	小計	17,787	19,376	18,582
薬剤師	北海道	521	588	555
	東北	1,185	1,153	1,169
	関東	7,638	6,542	7,090
	東海	1,559	1,687	1,623
	近畿	2,871	2,885	2,878
	中国	855	836	846
	四国	540	504	522
	九州	1,576	1,602	1,589
	小計	16,745	15,797	16,271
合計		153,386	154,090	153,738

(注記事項)

R4年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、R4年度の件数は見込み（R2年度、R3年度の平均値）を計上している。

(別表4-2)

(単位：人)

提出方法別の願書受付件数（件）

		来訪受付件数			郵送受付件数		
		R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度
医師	北海道	130	233	182	224	134	179
	東北	10	8	9	776	919	848
	関東	398	392	395	3,580	3,531	3,556
	東海	22	48	35	947	939	943
	近畿	176	144	160	1,327	1,373	1,350
	中国	14	16	15	599	624	612
	四国	2	5	4	578	611	595
	九州	24	32	28	1,218	1,220	1,219
	沖縄	133	120	127	2	4	3
	小計	909	998	954	9,251	9,355	9,303
歯科医師	北海道	24	19	22	129	143	136
	東北	7	12	10	237	210	224
	関東	190	181	186	1,713	1,632	1,673
	東海	24	30	27	315	293	304
	近畿	118	108	113	468	428	448
	中国	10	13	12	67	66	67
	九州	12	28	20	538	504	521
	小計	385	391	388	3,467	3,276	3,372
保健師	北海道	3	5	4	157	143	150
	東北	27	9	18	675	662	669
	関東	89	90	90	3,221	3,251	3,236
	東海	70	75	73	923	931	927
	近畿	74	53	64	1,007	1,147	1,077
	中国	10	30	20	478	464	471
	四国	1	3	2	395	380	388
	九州	27	33	30	616	620	618
	沖縄	141	122	132	0	3	2
小計	442	420	431	7,472	7,601	7,537	
助産師	北海道	0	1	1	60	57	59
	東北	0	0	0	151	160	156
	関東	2	3	3	737	718	728
	東海	0	1	1	240	248	244
	近畿	0	2	1	436	423	430
	中国	1	1	1	107	110	109
	四国	0	0	0	71	74	73
	九州	1	0	1	286	271	279
	沖縄	33	34	34	2,088	0	1,044
小計	37	42	40	4,176	2,061	3,119	
看護師	北海道	243	413	328	2,850	2,658	2,754
	東北	204	164	184	4,467	4,274	4,371
	関東	666	660	663	21,989	21,822	21,906
	東海	834	653	744	5,994	5,997	5,996
	近畿	1,036	1,141	1,089	10,563	10,073	10,318
	中国	251	208	230	3,526	3,516	3,521
	四国	135	141	138	3,511	3,388	3,450
	九州	594	594	594	8,963	9,073	9,018
	沖縄	646	615	631	308	296	302
小計	4,609	4,589	4,599	62,171	61,097	61,634	

		来訪受付件数			郵送受付件数		
		R2年度	R3年度	R4年度	R2年度	R3年度	R4年度
診療放射線技師	北海道	118	75	97	105	139	122
	東北	4	6	5	184	199	192
	関東	66	73	70	1,170	1,279	1,225
	東海	10	12	11	394	437	416
	近畿	34	45	40	510	571	541
	中国	4	4	4	128	115	122
	四国	12	9	11	131	162	147
	九州	14	15	15	471	458	465
	小計	262	239	251	3,093	3,360	3,227
臨床検査技師	北海道	7	7	7	210	173	192
	東北	9	12	11	231	218	225
	関東	233	218	226	2,106	1,971	2,039
	東海	6	10	8	482	507	495
	近畿	87	98	93	822	884	853
	中国	11	15	13	182	195	189
	四国	14	6	10	285	254	270
	九州	23	27	25	735	687	711
	沖縄	36	43	40	8	7	8
小計	426	436	431	5,061	4,896	4,979	
理学療法士・作業療法士	北海道	100	114	107	722	705	714
	東北	346	446	396	1,097	956	1,027
	関東	562	568	565	5,064	5,246	5,155
	東海	339	416	378	1,627	1,778	1,703
	近畿	139	168	154	3,644	4,069	3,857
	中国	329	284	307	706	724	715
	九州	204	208	206	3,058	3,266	3,162
	沖縄	305	344	325	8	6	7
	小計	2,324	2,548	2,436	15,926	16,750	16,338
視能訓練士	関東	20	47	34	505	454	480
	近畿	6	11	9	400	346	373
	小計	26	58	42	905	800	853
管理栄養士	北海道	1	2	2	851	861	856
	東北	1	4	3	1,258	1,437	1,348
	関東	15	5	10	6,166	6,974	6,570
	東海	1	40	21	2,395	2,312	2,354
	近畿	4	0	2	3,442	3,558	3,500
	中国	0	0	0	1,516	1,640	1,578
	九州	1	1	1	2,035	2,407	2,221
	沖縄	2	4	3	99	131	115
小計	25	56	41	17,762	19,320	18,541	
薬剤師	北海道	61	44	53	460	544	502
	東北	461	488	475	724	665	695
	関東	763	654	709	6,875	5,888	6,382
	東海	520	537	529	1,039	1,150	1,095
	近畿	444	487	466	2,427	2,398	2,413
	中国	15	18	17	840	818	829
	四国	14	14	14	526	490	508
	九州	112	138	125	1,464	1,464	1,464
小計	2,390	2,380	2,385	14,355	13,417	13,886	
合計		11,835	12,157	11,996	143,639	141,933	142,786

(注記事項)

R4年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、R4年度の件数は見込み（R2年度、R3年度の平均値）を計上している。

(別表5-1)

(単位:件)

訪問受付窓口(件)

		R2年度	R3年度	R4年度
医師	北海道	16	18	17
	東北	10	8	9
	関東	143	149	146
	東海	23	26	25
	近畿	66	49	58
	中国	14	16	15
	四国	2	5	4
	九州	24	32	28
	沖縄	5	9	7
	小計	303	312	308
歯科医師	北海道	25	20	23
	東北	7	12	10
	関東	65	54	60
	東海	26	31	29
	近畿	41	47	44
	中国	10	13	12
	九州	12	29	21
	小計	186	206	196
保健師	北海道	4	4	4
	東北	13	10	12
	関東	56	50	53
	東海	23	32	28
	近畿	56	40	48
	中国	10	17	14
	四国	1	3	2
	九州	10	16	13
	沖縄	11	8	10
	小計	184	180	182
助産師	北海道	1	1	1
	東北	0	0	0
	関東	3	3	3
	東海	0	2	1
	近畿	0	6	3
	中国	1	1	1
	四国	0	0	0
	九州	1	0	1
	沖縄	3	4	4
	小計	9	17	13

		R2年度	R3年度	R4年度
看護師	北海道	139	121	130
	東北	100	92	96
	関東	463	473	468
	東海	164	166	165
	近畿	483	463	473
	中国	96	103	100
	四国	77	75	76
	九州	176	153	165
	沖縄	78	74	76
	小計	1,776	1,720	1,748
	診療放射線技師	北海道	22	36
東北		4	6	5
関東		36	41	39
東海		10	12	11
近畿		34	45	40
中国		4	4	4
四国		12	9	11
九州		11	11	11
沖縄		3	4	4
小計		136	168	152
臨床検査技師		北海道	7	7
	東北	9	12	11
	関東	181	148	165
	東海	6	10	8
	近畿	38	57	48
	中国	11	16	14
	四国	14	6	10
	九州	23	28	26
	沖縄	10	9	10
	小計	299	293	296
	理学療法士・作業療法士	北海道	16	20
東北		39	48	44
関東		107	126	117
東海		63	83	73
近畿		80	98	89
中国		22	26	24
四国		26	24	25
九州		46	70	58
沖縄		20	31	26
小計		419	526	473

		R2年度	R3年度	R4年度
視能訓練士	北海道	0	0	0
	東北	2	3	3
	関東	3	4	4
	東海	3	5	4
	近畿	2	1	2
	中国	0	0	0
	四国	0	0	0
	九州	0	0	0
	沖縄	1	1	1
	小計	11	14	13
管理栄養士	北海道	2	3	3
	東北	1	4	3
	関東	17	8	13
	東海	1	6	4
	近畿	5	1	3
	中国	0	0	0
	四国	0	0	0
	九州	1	1	1
	沖縄	2	4	3
	小計	29	27	28
薬剤師	北海道	30	44	37
	東北	99	87	93
	関東	274	233	254
	東海	63	54	59
	近畿	106	143	125
	中国	15	18	17
	四国	14	14	14
	九州	112	138	125
	小計	713	731	722
合計		4,065	4,194	4,130
合計内訳	北海道	262	274	268
	東北	284	282	283
	関東	1,348	1,289	1,319
	東海	382	427	405
	近畿	911	950	931
	中国	183	214	199
	四国	146	136	141
	九州	416	478	447
	沖縄	133	144	139
	小計	4,065	4,194	4,130

(注記事項)

R4年度の件数は見込み（R2年度、R3年度の平均値）を計上している。

(別表5-2)
(単位:件)

電話受付窓口(件)

	R2年度	R3年度	R4年度
医師	834	970	902
歯科医師	278	289	284
保健師	354	497	426
助産師	101	117	109
看護師	3,998	4,062	4,030
診療放射線技師	145	165	155
臨床検査技師	388	339	364
理学療法士・作業療法士	848	944	896
視能訓練士	39	50	45
管理栄養士	3,412	3,694	3,553
薬剤師	932	1,038	985
合計	11,329	12,165	11,747

(注記事項)

R4年度の件数は見込み(R2年度、R3年度の平均値)を計上している。

電話受付窓口は事務局本部(東京)のみ設置

(別表6)
(単位：件)

卒業見込み証明書受付件数（件）

	R2年度	R3年度	R4年度
医師	86	83	85
歯科医師	30	31	31
保健師	270	279	275
助産師	213	219	216
看護師	1,070	1,067	1,069
診療放射線技師	51	50	51
臨床検査技師	100	98	99
理学療法士・作業療法士	451	447	449
視能訓練士	28	27	28
管理栄養士	143	147	145
薬剤師	74	75	75
合計	2,516	2,523	2,520

(注記事項)

R4年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、R4年度の件数は見込み（R2年度、R3年度の平均値）を計上している。

2. 従来の実施に要した人員

	4月～9月	10月～3月
人件費（プロジェクト管理職）		
R2年度	8人／1ヶ月あたり	22人／1ヶ月あたり
うち、変更契約に係る追加人員	0人／1ヶ月あたり	0人／1ヶ月あたり
R3年度	10人／1ヶ月あたり	28人／1ヶ月あたり
うち、変更契約に係る追加人員	0人／1ヶ月あたり	0人／1ヶ月あたり
R4年度	-	-
人件費（プロジェクトスタッフ）		
R2年度	0人／1ヶ月あたり	47人／1ヶ月あたり
うち、変更契約に係る追加人員	0人／1ヶ月あたり	0人／1ヶ月あたり
R3年度	0人／1ヶ月あたり	49人／1ヶ月あたり
うち、変更契約に係る追加人員	0人／1ヶ月あたり	0人／1ヶ月あたり
R4年度	-	-

（注記事項）

毎年の実施状況を踏まえて人員の見直しを図っている。

主任監督員、監督員等について、請負事業者の職員の他（登録社員、派遣社員）は含めない。

令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策に係る変更契約を行った。

（業務従事者に求められる知識・経験等）

試験実施事業の公平・厳正な実施を確保する観点から、特に責任者の立場として常勤で業務に従事する者については、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督や出願受付業務を経験した者であることに加え、試験執行を的確に遂行するための知識・リーダーシップ、願書受付・会場確保をスムーズに行うための企画力・知識などが望まれる。

（業務の繁閑の状況とその対応）

本件業務の国家試験は、各試験ごとに年1回（1月下旬～3月上旬）実施される。

試験は例年9月又は10月にその年度の実施が公告され、受験願書の受付・審査（11月～1月）及び受験票の発送（2月）の時期には、請負事業者の職員に加え、派遣職員を活用して対応している。

また、受験資格について取得見込で受験した者について事後提出書類の受付・審査（3月）があるが、当該事務については基本的に請負事業者の職員が対応している。

試験当日の立会業務への対応については、主任監督員、監督員等について請負事業者の職員の他、登録社員、派遣社員により対応している。

例年、願書の受付時期である11月から受験票等の発送を完了する2月、そして試験会場の運営業務が完了する3月までが事務の繁忙期となる。

令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症対策として厚生労働省ホームページにおいてのみ合格発表を実施した。

<参考>年間スケジュール概要

○受験願書配布期間 10月上旬～1月中旬

○受験願書受付期間 11月上旬～1月中旬

○試験期日 1月下旬～3月上旬

※日程については例年上記の日程で実施しているが、一定程度変更する場合があります。

※試験会場の確保については、試験日程が大学等のいわゆる受験シーズンと重なることから、会場に適した施設が確保しづらい場合があるので、十分に留意して対応する必要があります。

3 従来の実施における達成基準

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(医師)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	1	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
(歯科医師)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
(保健師)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
(助産師)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	2	0	0	0	
(看護師)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	1	0	
(診療放射線技師)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
(臨床検査技師)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	1	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	

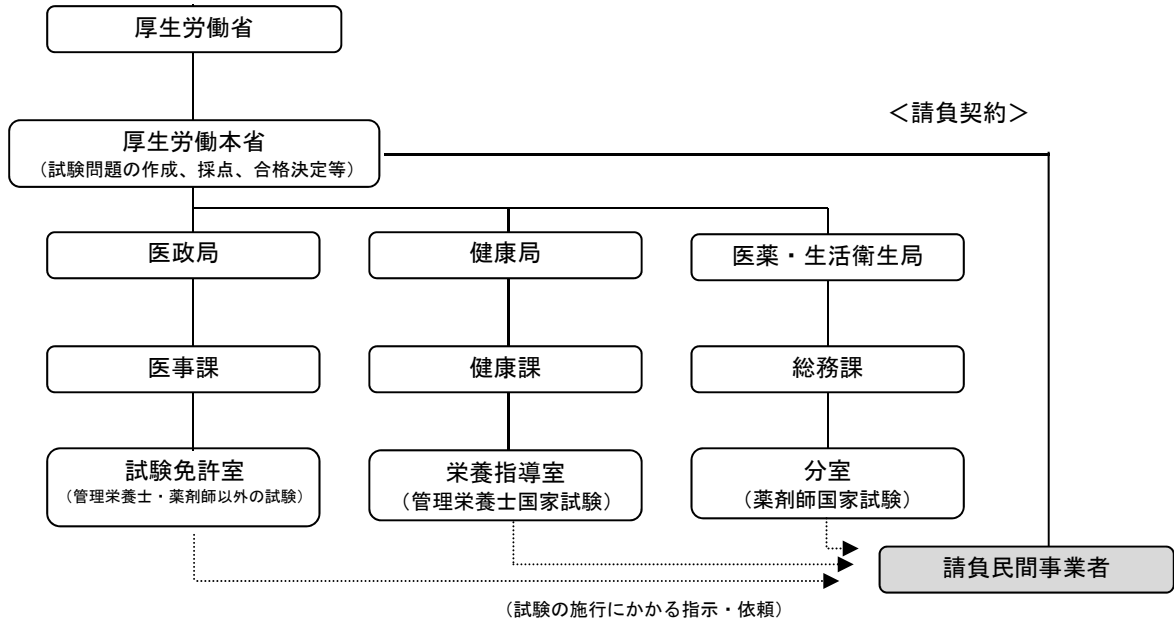
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
(理学療法士)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	1	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
(作業療法士)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	1	0	
(視能訓練士)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
(管理栄養士)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	2	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
(薬剤師)						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
(注意事項)						
<p>医師国家試験等を適正、確実かつ公正に実施するため、試験実施に当たり不正受験の防止に努め、試験問題の事前漏洩、正味時間の確保、本人確認・出欠確認の適切な遂行、確実な答案用紙の回収を行う必要がある。</p> <p>また、受験願書の配付に当たっては配付漏れのないように、受験票の発送洩れ、誤発送のないようにする必要がある。</p> <p>多数の受験者に対応するため適切な試験会場を確保する必要がある。</p> <p>令和4年度の実績については各試験の試験日が2月以降であるため記載していない。</p>						

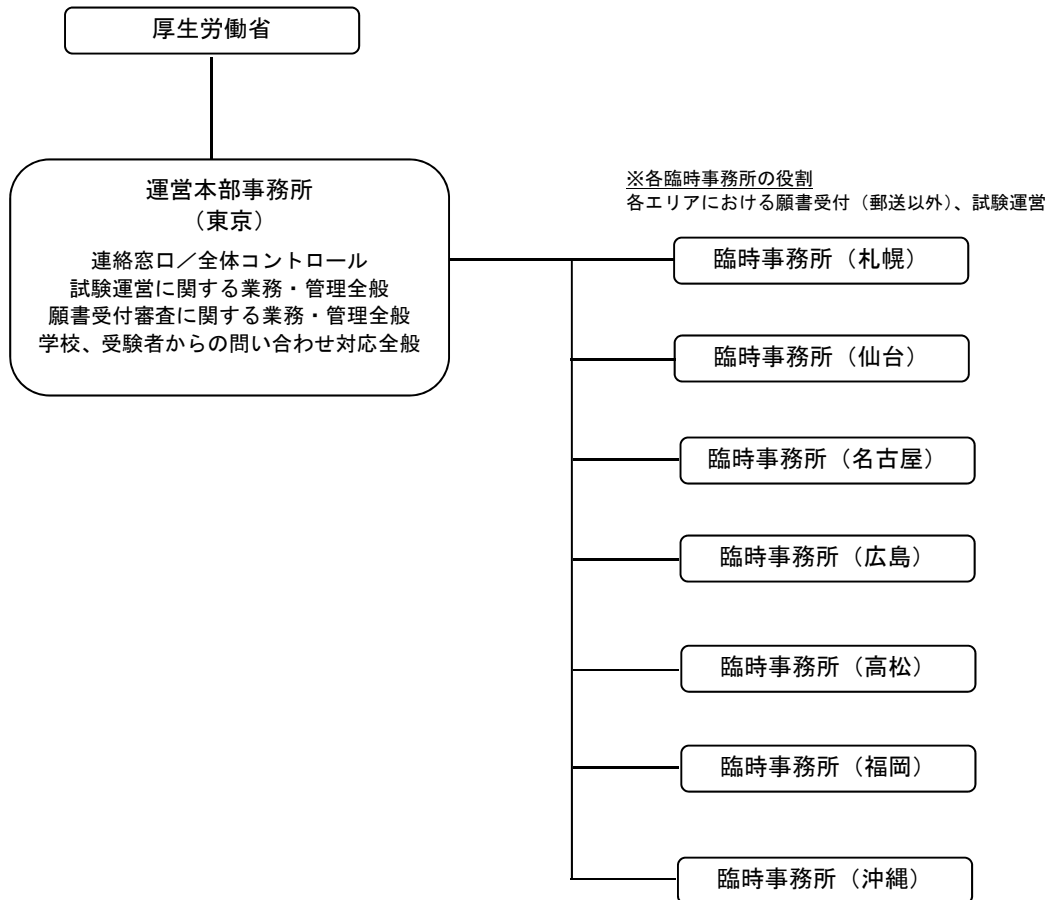
4 従来の実施方法等

(1) 実施にかかる組織体制

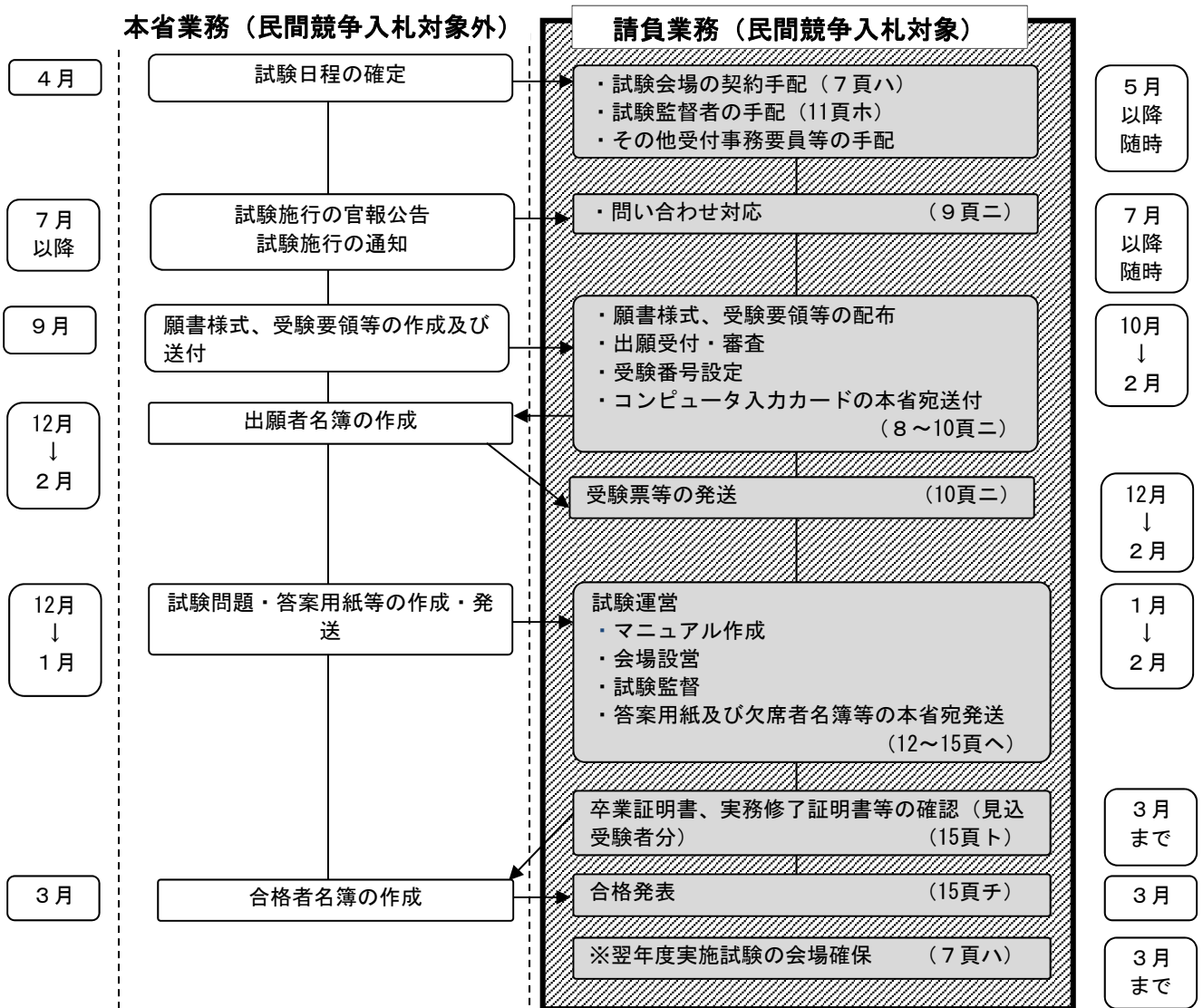
①全体の体制



②請負民間事業者の体制



(2) 業務フローについて



(別紙3)

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、厚生労働省（以下「甲」という。）から民間事業者（以下「乙」という。）に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん及び漏洩などの事故等（以下『事故等』と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

る。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
 - (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
 - (3) 個人情報の授受、移送方法
 - (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
 - (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
 - (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、媒体等への技術的安全装置の内容
 - (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等
- 3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（情報管理体制）

第6条 乙は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、事業担当部局に対し「情報取扱者名簿」（当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」（業務の一部を再委託する場合は再委託先も含む。）を提出すること。

（作業の実施体制・方法）

- 第7条 乙は、本業務の「作業計画書」を作成し、甲に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。
- 2 乙は、本業務の実施に当たっては、各作業工程別に責任者を定めるとともに、調査票等の管理に万全を期さなければならない。また、個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録すること。さらに、本業務の責任者の職名・氏名、作業の従事人数及び個人情報の管理状況について、あらかじめ書面で甲に提出すること。
- 3 乙は、本業務の進捗状況について、定期的に書面等で報告すること。また、厚生労働省が求めた場合にあっては、速やかに報告すること。

（作業場所）

第8条 乙は、本業務の作業場所等については、以下の要件を満たすことがわかる

資料を提出すること。

- (1) 作業場所及び作業に必要となる設備・機器、備品及び消耗品等は、受注業者の責任において用意すること。また、作業場所及び設備・機器については、併せて写真も添付すること。
- (2) 作業場所及びデータの保管場所は日本国内とすること。
- (3) 作業場所及びデータの保管場所における情報漏えいを防ぐため入退室管理等の対策が講じられていること。
- (4) 資料を保管する鍵付きの棚を用意すること。
- (5) 本業務で使用する機器に対し必要なセキュリティ対策等が講じられていること。

(確保すべき体制)

第9条 情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

乙が本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、乙の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

2 乙が本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、受注者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の乙に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、乙以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

※「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者（当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者）、情報取扱管理者（当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者）、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等を、業務の一部を再委託する場合は再委託先も含めて、記載すること。

3 乙は、第6条の「情報取扱者名簿」及び「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等）」に変更がある場合は、予め事業担当部局に申請を行い、承認を得なければならないこと。

4 乙は、本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、乙の役員等を含め、情報取扱者以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。乙は、本業務で知り得た情報について、事業担当部局が承認した場合を除き、乙の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、乙以外の者に伝達又は漏えいしてはならないこと。

(履行完了後の資料の取扱い)

第10条 乙は、事業担当部局から提供した資料又は事業担当部局が指定した資料の履行完了後の取扱い(返却、削除等)について、事業担当部局の指示に従うこと。

2 乙は、事業担当部局から提供した資料又は事業担当部局が指定した資料の履行完了後の取扱い(返却、削除等)について、甲から削除の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式2「医師国家試験事業外11試験事業一式業務に係るデータ等の利用後の廃棄について」を甲に提出すること。

(個人情報の取得)

第11条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第12条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第13条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(定例会議)

第14条 乙は、作業の進捗状況等を報告するため、甲との会議を定期的に行うこと。また、当該会議の開催を、第7条1項の「作業計画書」に記載すること。

2 当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、甲の承認を得ること。

(事故発生時の対応等)

第15条 乙は、個人情報に関する事故等の発生による情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲(事業担当部局 厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室 電話番号03-3595-2433 及び 契約担当部局 厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班 電話番号03-3595-2085)に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担にお

いて対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。

なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第16条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙3と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第17条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、本業務の履行状況を監督するため、甲が、乙の履行開始時(契約後約1月以内)に受注業者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うこととする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

また、甲は、必要があると認めた場合において乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙3上の義務の遵守状況を確認できるものとする。

なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できる

ものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(通報窓口の設置)

第18条 乙は、甲において設置している「受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口」の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果別紙様式1「通報窓口の周知完了報告書」により甲に報告すること。なお、甲において設置している「受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口」の内容については、以下のとおりである。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者に契約違反などがある場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口までご連絡ください。

(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

(1) 書面(郵送)の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

(2) FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

03-3595-2121

(3) メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp(専用メールアドレス)

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が厚生労働省と契約しました「医師国家試験事業外11試験事業業務」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)

令和 年 月 日

医師国家試験事業外 11 試験事業一式業務に係る
データ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

- 1 データの媒体等及び廃棄方法
(該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○をつけてください。)
 - ・ ①電磁的記録媒体 — ②裁断
 - ・ ①紙媒体 — ②焼却 or 溶解 or 裁断
 - ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ — ②データ消去
 - ・ その他 ① (媒体等の種類を記載) — ② (廃棄方法を記載)※ ①と②の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。

- 2 廃棄が完了した年月日
令和 年 月 日
※上記1の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。